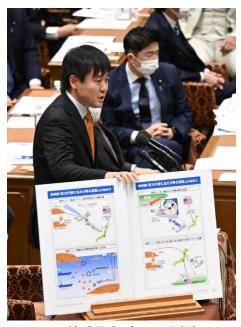


### 5分でわかる!?



### 国会論戦ダイジェスト vol.3

### 第211回通常国会(1/23~6/21)



2/22 予算委員会 (NHK 中継)



4/28 内閣委員会





2/22 予算委員会 (NHK 中継)

### 衆議院議員 本庄 さとし

### ◆目次◆

[-	予算委	<b>養員会篇</b> 】	
Ō	2/22	予算委員会(集中審議、総理出席)・・・・・・	3
	$\triangleright$	保険証廃止とマイナ保険証	
	$\triangleright$	ミサイル反撃能力(集団的自衛権との関係等)	
	$\triangleright$	周辺有事と日米事前協議制度	
0	2/13	予算委員会(一般質疑)・・・・・・・・・・	11
	$\triangleright$	『安倍晋三 回顧録』から見た日本外交の検証	
0	2/3	予算委員会(一般質疑)・・・・・・・・・・	13
	>	PFAS(有機フッ素化合物)規制	
	>	ミサイル反撃能力(専守防衛、攻撃の「着手」等)	
( ‡	参考)		
•	/	クラップ(2/22 関連記事)・・・・・・・・・	14
		クラップ(2/13 関連記事)・・・・・・・・・	16
		クラップ (2/3 関連記事)・・・・・・・・	20
		<b>秦員会篇】</b>	
0	-	内閣委員会(一般質疑)・・・・・・・・・・	23
		危機管理・安全保障	
	>		
0	-	内閣委員会(医療ビッグデータ法改正案)・・・・	26
		司令塔機能とグランドデザイン	
_	>	医療情報の利活用推進	
0	•	内閣委員会(感染症危機管理統括庁設置法案)・・	30
		新型コロナ対応の検証と評価	
		いわゆる「コロナ予算」	
( <del>)</del>	憲法審	<b>驿査会篇】</b>	
0	5/25	憲法審査会(発言)・・・・・・・・・・・	35
	$\triangleright$	国民投票における安全保障上の課題	
	>	防衛財源確保法と財政民主主義	
	>	反撃能力に係る憲法上の論点	
0	4/6	憲法審査会(発言)・・・・・・・・・・・・	37
	>	国会議員の任期延長	
	$\triangleright$	専守防衛と財政民主主義	
0	3/23	憲法審査会(発言)・・・・・・・・・・・・	39
	$\triangleright$	フェイクニュースなど国民投票と安全保障との関係	
	>	ミサイル反撃能力の行使	
(1	議員式	7法)	
		<b>会提出 4 法案 ・・・・・・・・・・・・</b>	43

### 予算委員会篇



2 / 3 予算委員会



2/13 予算委員会





### 2/22 予算委員会(岸田総理出席、NHK 中継) 質疑ポイント



昨年11月以来、二度目の岸田総理との論戦。保険証廃止の問題点、「ミサイル反撃能力」、周辺有事の日米事前協議制度などについて議論しました。特に、「反撃能力」は国のあり方を考える上で大変重要な課題であり、30分では議論が尽くせませんでした。これまでの政府説明はまだまだ不十分であり、引き続き深い論戦が必要です。

### ■保険証廃止の問題点、性的マイノリティへの配慮

政府は、来年秋に現在の健康保険証を廃止し、「マイナ保険証」としてマイナンバーカードと一体化する方針です。

私もそのメリットは理解しています。しかし、「マイナ保険証」を持ちたくない、持てない人にとっては、従来の保険証で十分です。 メリット云々は「お国の余計なお世話」で、



そうした方々を「保険証を人質」に追い込んでいくような今の政府やり方には、非常 に問題があります。

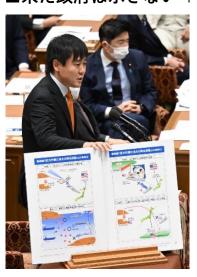
私は何度も「保険証廃止の必要性」を問いましたが、総理の答弁は「マイナ保険証の必要性」や「行政側のメリット」に終始し、回答はありませんでした。

また、政府は「マイナ保険証」の未取得者には、新たに「資格確認書」なるものを 発行するとしています。今の保険証との違いも分からず、ムダなお金が使われるだけ ではないかと指摘しましたが、これも回答はありませんでした。

さらに、マイナ保険証の場合、戸籍上の本名と性別がオモテ面に記載されますが、これは性的マイノリティ(性同一性障害やLGBT当事者)の方々には、精神的・心理的苦痛をもたらします。私は「ウラ面記載など健康保険証並みの配慮が必要だ」と問題提起しましたが、総理は「検討する」との答弁のみでした。

総理の決断力のなさを残念に思うとともに、その本気度が疑われました。ここにも 岸田政権の LGBT はじめ性的マイノリティへの消極的な姿勢が見て取れます。

### ■未だ政府は示さない「ミサイル反撃能力」行使の類型・事例



予算委員会では、複数の委員が「ミサイル反撃能力」の行使について、事例を示すべきと求めてきました。私も改めて総理に問いましたが、「具体的に、どのような説明が分かりやすいものか、調整を進めている」と、気の抜けたような答弁でした。

しかし、これは 43 兆円の防衛費の使い道とセットの議論であり、政府が安全保障政策の大転換と言っている、そのキモの部分。「憲法の海外派兵禁止の原則の例外として許容する」際どい問題でもあり、相当丁寧な議論が必要です。

さらには、国会との関係です。基本は「事前」承認ですが、 ミサイル反撃については、そのスピード感から言って、「事 後」承認になる可能性が高いと言えます。したがって、国会

審議の中で、様々な類型や事例を平時から議論しておかないと、何でも政府への白紙 委任となり、国会としての役割が果たせません。「反撃能力」の行使について、具体的 な事例が分かる資料を速やかに提出するよう、厳しく指摘しました。

### ■「ミサイル反撃能力」と「存立危機事態8事例」との関係

政府の国家安全保障戦略には、「ミサイル反撃能力」について、「憲法上可能だとした 1956 年の政府見解は、2015 年平和安全法制の武力行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまる」と書かれています。つまり、存立危機事態の状況で、日本自身が攻撃を受けていなくてもミサイル攻撃が可能だという見解です。

総理は「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険、これが存在しなければ、存立危機事態の要件を満たすことがない」と説明しますが、そもそも「存立危機事態」の定義が極めて曖昧です。



政府は 2015 年の安保法制の議論で、存立危機事態の 8 つの事例を示しました。1 つは中東・ペルシャ湾のホルムズ海峡での機雷掃海活動です。

本来、他国の領域内で日本は武力行使をしないというのが憲法上の大原則です。ホルムズ海峡の事例は例外中の例外ですが、その理由は「深刻なエネルギー危機、国民生活への死活的な影響、石油が途絶し、日本が大変なことになる」ということで、日

本自身は武力攻撃を受けていなくても、武力行使できるという論理です。

もう1つ、2014年の国会答弁で、岸田総理(当時、外務大臣)は、「日米同盟に基づく米軍の存在と活動は、我が国の平和と安定を維持するうえで死活的に重要であり、 米軍に対する武力攻撃は存立危機事態に当てはまる可能性が高い」と答弁しています。

その事例が、米国に向け、我が国上空を通過する弾道ミサイル迎撃です。当時、安 倍総理もは「迎撃できる」と答弁しています。このときはミサイル「迎撃」でしたが、 「反撃能力」を保有すれば、相手国の本土にまで反撃が可能になるというのです。

私は「相当に攻撃対象の範囲が広がる」と考え、総理に明確な答弁を求めました。 総理からは「他に本当に対応する手段がないのか、厳密に考えていくことが重要」と の説明がありましたが、論理上攻撃は可能、ということが改めて明らかになりました。

### ■何も決まっていない日米事前協議制度

周辺有事も現実味を帯びるなか、日米安保条約に基づく「事前協議制度」も極めて 重要な問題です。在日米軍基地から米軍が戦闘行動に出ることは、その後の日本に対 する報復攻撃などを考えれば、日本自身が武力行使をするのと等しいぐらいの重要か つ重大な判断であり、国会や国民に対する十分な説明も私は求められます。

ところが、日米間も国内も、明文化された手続き規定がありません。誰が(どこが) 決めるのか、閣議や安保会議は開くのかもはっきりしません。

私は「事前協議のルールや仕組みについて、国内そして日米間で、明文化した規定を設けるべきだ」と提案しましたが、総理は「行政府の専権に属するものであり、事前協議の諾否の決定は、政府の責任において行う」としか答弁しませんでした。

これは、安全保障に関する最も重要な課題の1つです。きちんと民主的なプロセス が確保されるよう、今後も粘り強く議論していきます。

### マイナ保険証の登録状況

※令和4年1月1日時点の住基人口(125.927.902人)に対する割合

■マイナンバーカード交付数 (2/15現在)

62.0% (7,801万3,239枚)

■マイナ保険証利用登録数(2/12現在)

37.2% (4,686万8,937枚)

### 医療機関・薬局のオンライン資格確認の導入状況

※対象施設は、22万9,736施設に対する割合

■ 顔認証付きカードリーダー申込数(2/12現在)

91.5% (21万252施設)

■ 運用開始施設数(2/12現在)

48.1%

パネルの写し

出典: デジタル庁、厚生労働省提出資料をもとに、 本庁知史事務所作成 令和5年2月22日 衆議院予算委員会 立憲民主党・無所属 本庄知史



### **★2/22 予算委員会 質問パネル**

### 健康保険証の記載事項変更

### 表記方法

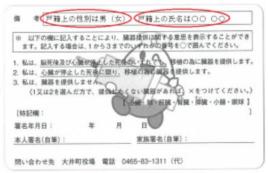
### 性別表記

保険証の表面の性別表記欄には、「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男(女)」と記載しま す。

### 氏名表記

保険証の表面の氏名表記欄には、通称名を記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の氏名は〇〇 〇〇」と記載します。





### マイナンバーカードの記載事項変更

### マイナンバーカード(個人番号カード)の券面記載事項変更について

最終更新日令和2年4月20日 | ベージID 022381 印刷

### 券面記載事項変更

住所、氏名、生年月日、性別に変更があった場合、カード券面に変更後の情報を記載し、ICチップ内のデータも変更後の情報に更新しま す。



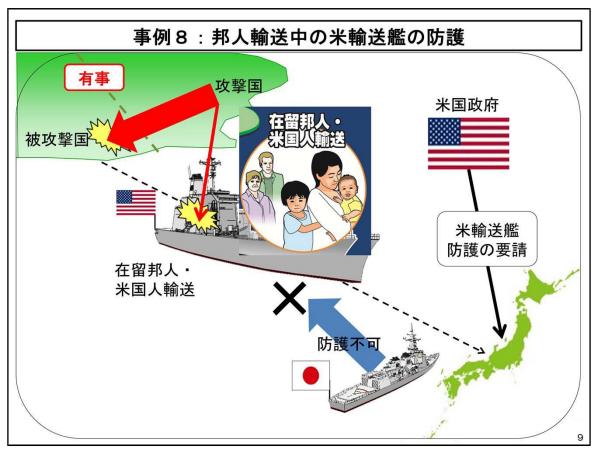


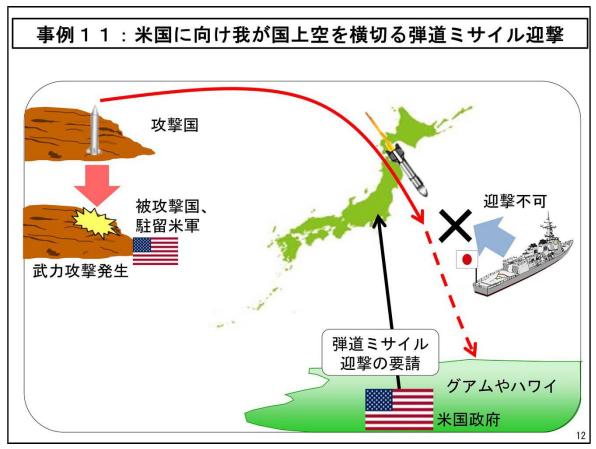
パネルの写し

令和5年2月22日 衆議院予算委員会 立憲民主党・無所属 本庄知史

### ★2/22 予算委員会 質問パネル

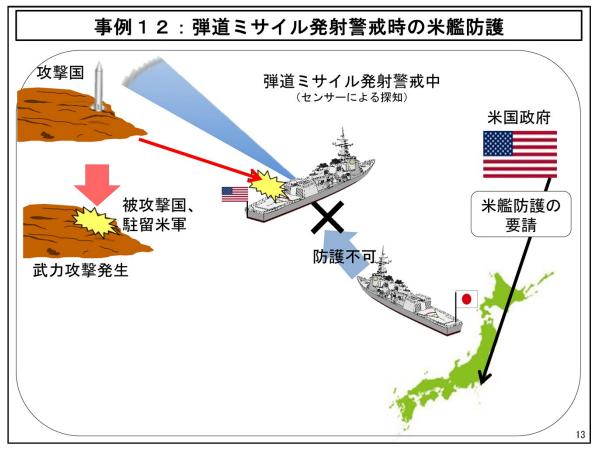
### 事例集「武力行使に当たり得る活動」より抜粋①

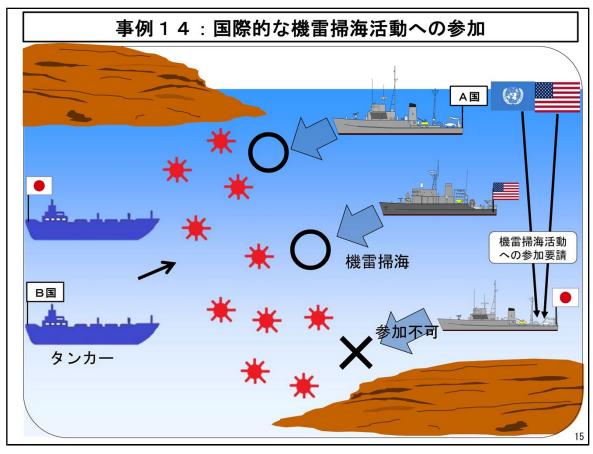




パネルの写し

### 事例集「武力行使に当たり得る活動」より抜粋②





パネルの写し

令和5年2月22日 衆議院予算委員会 立憲民主党・無所属 本庄知史

出典: 内閣官房提出資料「事例集」より抜粋

岸田外務大臣答弁]

(2014年7月14日 衆議院予算委員会

は高い

(中略)新三原則に当てはまる可能性

このような米軍に対する武力攻撃は

こういったことを前提とした場合に、

維持する上で死活的に重要である、

# 「反撃能力」について(国家安全保障戦略より)

## 〇 反撃能力とは

弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の 行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのに やむを得ない<u>必要最小限度</u>の自衛の措置として、<mark>相</mark> <u>手の領域</u>において、我が国が有効な<u>反撃を加える</u>こ とを可能とする、 スタンド・オフ防衛能力等を活用し 我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として た自衛隊の能力

活動は、我が国の平和そして安定を

「日米同盟に基づく米軍の存在、その

米軍への武力攻撃と存立危機事態

## 〇 政府見解(1956年2月29日)

段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくこ 憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手 とは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」



**この政府見解は、2015 年の<u>平和安全法制</u>に際して**示 された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措 置にもそのまま当てはまる。

「国家安全保障戦略」(令和4年12月16日閣議決定) .: 出

(2) 令和5年2月22日 衆議院予算委員会 立憲民主党・無所属 本圧知史

パネルの阿

「2014年7月14日衆議院予算委員会」岡田克也委員に対する 岸田外務大臣答弁をもとに、本庄知史事務所作成

パネルの写し

6 令和5年2月22日 衆議院予算委員会 立憲民主党·無所属 本庄知史

### 9

# 存立危機事態の定義と判断基準

## 〇存立危機事態

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態 (武力攻撃事態対処法第2条第4項)

## 〇判断基準

「事態の個別的、具体的な状況に即して、 主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、 事態の規模、態様、推移などの要素を<mark>総合 的に考慮</mark>し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、 国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大 性などから<mark>客観的、合理的に判断</mark>すること

(2015年5月18日 参議院本会議 安倍総理答弁)

パネルの写し

令和5年2月22日 衆議院予算委員会 (**7**) 立憲民主党·無所属 本庄知史

出典:「武力攻撃事態刃処法」及ひ,1cusナンパルとこ。...... 小野次郎委員に対する安倍総理答弁をもとに、本庄知史事務所作成

# 日米安保条約における事前協議制度

## 日米安保条約 第6条(抜粋)

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、<u>アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用すること</u>を許される

## **2 戸・ハーターな被公文**

日米安保条約第6条が規定する米国による施設・区域の使用 に関して、米軍の

- ①「配置における重要な変更」、
- ②「装備における重要な変更」、
- ③「戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の年間、停用」を

米国から我が国への事前協議の主題とする旨定める。

## | 藤山・マッカーサーロ頭了解

「岸・ハーター交換公文」の交渉過程において、同交換公文に関し、交渉当事者たる藤山外務大臣とマッカーサー駐日米国大使の間の共通の理解を確認したもの。

パネルの写し

令和5年2月22日 衆議院予算委員会 立憲民主党・無所属 本庄知史

出典: 外務省提出資料「日米安保条約における事前協議制度」

 $\odot$ 

10

### 2/13 予算委員会 質疑ポイント



▲質疑の動画は コチラから

2月8日に出版された『安倍晋三 回顧録』から見た日本外交を検証。残念ながら、河野大臣が「所管外」と 12 回も答弁するなど、政府は議論を回避しました。答弁拒否は国会の存在意義、ひいては民主主義の基本に関わる重大な問題です。

### ■守秘義務違反、外交記録の提供はなかったのか

回顧録には、北村前国家安全保障局長が安倍政権時に蓄積した資料を提供したと書かれています。私は「守秘義務違反に当たらないか」と確認しましたが、官房長官答弁は「コメントを差し控える」。秘密情報や機微な外交記録の漏洩がなかったか、政府として調査するよう求めました。

### ■北方領土交渉の政府方針は「四島一括返還」ではない



安倍元総理は「北方四島一括返還を主張することは、永久に戻ってこなくてもいいということと同義。歯舞、色丹二島を明示した日ソ共同宣言を基礎にして交渉することにした」と述べています。しかし、これは日本政府の方針と違うと指摘しました。

これまで政府は、「北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する。返還の時期、態様は柔軟に対応する」としてきました。 林外務大臣は「安倍元総理が述べたとされる事柄についてはコメン

トを差し控える」との答弁で、安倍元総理の誤った主張を否定しませんでした。安倍 政権は後世の日露外交に深刻な影響を残してしまったと言えます。

### ■河野大臣が「所管外」答弁を 12 連発

北方領土交渉について、回顧録には、「2018年の日露首脳会談で、(翌年の) G20大阪サミットでの二島返還合意を目指すことで日露双方が合意」と記されています。当時の外務大臣だった河野大臣に事実関係を確認しましたが、「所管外だ」と答弁。別の角度から何度聞いても、「所管外」の繰り返しでした。

また、河野大臣は公式サイトで、河野談話は「内閣の意思」と説明していますが、「その認識で良いか」とただすと、これも「所管外」と答弁。

さらに、岸田政権は原発推進に舵を切りましたが、閣僚として、「原発ゼロを封印して、閣議決定に署名したのか」との問いにも「所管外」と、完全に答弁拒否でした。

### ■村山談話は誤りなのか

歴史認識について、安倍元総理は「70年談話では、まず村山談話の誤りを正すこと」と記しています。村山談話は閣議決定され、歴代内閣が引き継いでいる談話です。

私は「村山談話は誤りなのか」と確認、官房長官は「政府としてコメントは差し控えるが、岸田政権としても、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、今後も引き継いでいく」と曖昧な答弁にとどまりました。

### ■鈴木財務大臣「復興増税、判断は正しかった」と明言

回顧録には、「民主党政権の決定的な間違いは東日本大震災後の増税だ」とありますが、復興増税は当時、自民党も賛成し、幅広く国民の皆さんに復興を支援していただくものでした。「復興増税は間違いだったのか」との私の問いに、鈴木財務大臣は「(民主党政権の)判断は正しかった」と、明快な答弁でした。

### ★2/13予算委員会 質問パネル

### 『安倍晋三 回顧録』より抜粋(特に外交関係)

### (日露関係)

- ●「4島一括返還を主張することは、永久に北方領土が戻って来なくてもいい、ということと同義」p. 183
- ●「(2018 年) 12 月ブエノスアイレスでの会談では、翌年6月に大阪で開かれるG20 首脳会議での合意を目指す、という考えで一致していた」「日露が最も近づいた時だった」「本当に2島返還の合意に向けたチャンスだった」p. 331
- ●「ロシアとは<u>領土交渉を抱えているから、制裁は無理</u>だ」p. 143

### (歴史認識)

- ●「70 年談話では、まず**村山談話の誤り**を正すこと」p. 161
- ●「彼(河野太郎氏)が外相に就任して最初の記者会見をする前に、私は彼を執務室に呼んで、「お父さんと全く違う立場でやってくれ。河野談話の『こ』の字も言うなよ」と言ったのです。(中略)「(戦後)70年談話にのっとって対応していくと言ってくれ」と。彼は見事にその方針でやりましたね。原発ゼロも封印した」p.269

### (日韓関係)

●「2018 年秋に、日本企業に元徴用工(旧朝鮮半島出身労働者)への賠償を命じる判決を確定させ、その後も何ら解決策を講じようとしていなかった。そうした文在寅政権に、どう対応していくかという問題が、輸出規制の強化につながりました」p.366

### (安全保障)

- ●「安全保障関連法は(中略) <u>憲法解釈を変えて合憲だと位置づけるという離れ業の論理</u> <u>を構築</u>して、政府あげて法案を作り、審議までこぎ着けていたわけですよ」p. 164
- ●「河野太郎防衛相が相談に来たので、(イージスアショアの)配備の中止は了解したのですが、米国とは全く調整していなかったのです」p. 61

### (皇位継承、震災復興)

- ●「女性宮家は、母方が天皇の血を引く**女系天皇につながっていく危険性**がある」p. 261
- ●「民主党政権の間違いは多いが、決定的なのは、東日本大震災後の増税だ」p.93

### (インタビュア―による謝辞)

●「北村滋前国家安全保障局長は、第1次内閣から蓄積してきた資料の提供 (中略) をはじめ、インタビューのすべてを支えてくれました。 (中略) それがなければ、このような形で歴史的かつ実証的な回顧録が世に出ることは不可能だった」p. 395-396

### 2/3 予算委員会 質疑ポイント



▲質疑の動画は コチラから

安全保障問題を中心に50分間の質疑。反撃能力の保有は、本当に憲法の範囲内なのか。防衛費の増額も、その積算根拠は曖昧なまま。さらに議論が必要です。

### ■防衛費 43 兆円の積算根拠

5年で43兆円という巨額の防衛費の積算根拠として、 岸田総理は「現実的なシミュレーション」に基づくものと 説明しています。



そこで、その「現実的なシミュレーション」の「概要」を提示するよう防衛省に求めたところ、出てきたのは中身ゼロの紙切れ1枚。これで43兆円はあり得ません。

安全保障の問題でも、最低限の説明は必要です。ましてや、増税してまで国民に負担してもらおうという話です。国民の理解と支持なくして、防衛は成り立ちません。

### ■ミサイル攻撃の「着手」とは?

政府はかねて、実際に武力攻撃が発生していなくても、その「着手」があれば、武力攻撃が発生したと認定し、自衛隊の防衛出動や武力行使が可能としてきました。

しかし、移動車両や列車、潜水艦からのミサイル発射が常套手段となっている現在、 発射の兆候を事前に把握することは極めて困難です。ましてや、これから発射される ミサイルが日本の領域を狙ったものなのか、そうでないのかを正確に判断することは ほとんど不可能です。

「ミサイル攻撃に対する着手とはどう考えているのか」との私の質問に対し、浜田防衛大臣は、「相手国の武力行使の着手は個別具体的に即して判断」との答弁でした。しかし、今やミサイル攻撃に対して、撃たれる前に撃つ「着手」の概念は事実上成り立ちません。他国の警戒心、猜疑心を増大させるだけで、日本の安全保障にとって、まさに百害あって一利なしです。

仮に、ミサイル反撃能力を保有するとしても、他国からの攻撃に先んじて第一撃と して使用することはないと、政府は宣言すべきです。

### ■自衛隊による他国の領域内でのミサイル反撃



浜田防衛大臣は私の質問に対し、自衛隊の航空機や艦船が外国の領域(領土・領海・領空)内で、ミサイル反撃する可能性を否定しませんでした。

武力行使の三要件に合致すれば可能との見解ですが、 外国領でのミサイル反撃は、明らかに「必要最小限度」の 自衛の措置を超え、「海外派兵」を禁じた憲法に違反しま す。政府は明確に否定すべきです。

### ■PFAS(有機フッ素化合物)の規制強化

有害性が指摘される PFAS (有機フッ素化合物) の毒性、汚染状況、人体へ影響について、期限を切って迅速に評価や基準を示すべき、との私の指摘に対して、西村環境大臣は「できるだけ早くやっていかなければならないが、その時期は今申し上げる状況ではない」と答弁。全く危機感が感じられませんでした。

重ねて松野官房長官に、国の危機管理として、官邸主導で対応するよう求めました。 米国ではホワイトハウスの最重要課題の1つです。

### 2/22 国会質問に関する関連記事①

中身を具体化しない と基準ははっきりし

(公表について)改め て政府で検討したい どのような説明が分

かりやすいか調整を 進めている

### ▼2023 年 2 月 23 日 北海道新聞

基準

委で、

めてほしい」。

22日の予算

子ども予算倍増の

米国製巡航ミサイル「トマホーク」の 取得数

敵基地攻擊能力行

とか検討だということはや

場を超えた段階で、

使の具体的事例

## 中、岸田文雄首相は「目玉」院審議が最終盤を迎える 2023年度予算案の衆

首相

※いずれも22日の衆院予算委員会 予算倍増を掲げる少子化対 増額の具体的内容のほか、 だ。22日の予算委員会でも 策の詳細も示さないまま 「検討」「調整」と曖昧な

にもかかわらず、

ことはありうる」

野与 党 崩ペ

せー ずス

ない」と反発するが、政府 ・与党ペースを崩せていな た。野党は「論戦の意味が などの検証は進まなかっ 答弁を重ね、予算の合理性 増と過去に例がない大幅増 は、 ている」と述べたからだ。

衆院の予算審議がヤマ だ。 が、敵基地攻撃能力のため 額をする。重点配分したの の長射程ミサイルの取得

り 点から具体的に説明できな し密接な他国が攻撃され 、政府は「安全保障の観敵基地攻撃の要件を巡 存立危機事態」 (首相) と押・ 本圧氏から、 で敵基地 し通して 米国な

1月末に 「図式で説明する ったこの日も「調整を進め 23年度予算案で防衛費 22年度当初比26·3% と答えた 3週間た ない。立憲の泉健太代表が として購入数を公表してい 計上する米国製巡航ミサイ 攻撃能力を行使するかを問 ようやく公表を検討する考 る」などと追及し、首相は 政府は「手の内を明かす」 ル・トマホークについて、 て2113億円の購入費を 須だ」と論点をすり替えた。 われても、 えに言及。ただ公表時期な 使3要件を満たすことが必 「米国防総省は公開してい 敵基地攻撃用の装備とし

相は政策の内容を今後具体 翌日修正した問題でも、 倍増すると発言し、政府が 国内総生産(GDP) 比で どには一切触れなかった。 化すると繰り返し、 首相が子ども関連予算を

を絞れていないのが実態 積し、野党側は攻勢の照準 た。ただ防衛力強化や少子 氏は首相の姿勢を皮肉っ 成してと言えますね」。 をしっかり整理し、倍増を と迫ったが、首相は「政策 させてくれと言えばいい」 はっきりしない。当然のこ を具体化しなければ予算も 化対策以外も重要課題が山 目指す」とかわし続けた。 不明だ」「(答弁を) 何を倍増するのか。 」だ」と開き直り。泉氏は 「それでよく予算案に賛

審議も無難に終わった」。 自民幹部は余裕の表情で語 通過する見通し。 予算案は28日にも衆院を (関口潤、 鈴木誠) 一今日の

### 岸田文雄首相の答弁具体的な言及を避ける 使の想定について、 地攻擊能力(反擊能力) 史氏が声を荒らげた。 が声を荒らげた。敵基

### えるろうきょう 突院予算委論戦のポイント

のポイントは灰の通り。 | 11十二日に行われた衆院予算委員会集中審議の論戦

### 【和忠少数地】

感じられない。 工理解増進法成立に本気度が 吉田晴美氏(立民) LGB

せていただいた。 実な思いだと強く受け止めさだとの悩みを直接聞いた。切なら、誰にも相談できず孤独 岸田文雄首相 当事者の方

本にすべきだ。 吉田氏 同性婚を認める日

国会での議論を注視する。上げていない。国民の意見や自身、反対だとは一度も申しというものでは全くない。私首相、議論を否定している

### 【你你保障】

る。
り。 過度に機密扱いしてい
トク」の取得数を明かさな
米国製巡航ミサイル「トマホートで
条健大氏(立民)防衛省は

て検討したい。量などの公表については改め首相、大変関心が高く、数

はいつですか。力(敵基地攻撃能力)行使例本庄知史氏(立民)反撃能

整している。かりやすい説明は重要だ。調首相図などを活用した分

広がる。
本庄氏 攻撃対象の範囲が

に広がるものではない。ことが重要だ。決して無制限ないのかを厳密に考えていく首相 他に対応する手段が

てもらうか。 危機意識をどのように共有し盛山正仁氏(自民)国民に

する。 安保政策を国民に丁寧に説明な安保環境に直面している。 首相 戦後最も厳しく複雑

けるべきだ。きないよう米中双方に働きか宮本徹氏(共産)有事が起

だ。対話と協力を進めつつ、際社会にとって極めて重要首相 日中関係の安定は国

質疑中

同性婚な

たすよう働きかける。中国に大国としての責任を果

経済を含め議論を。福島伸享氏(有志)国力は

国力を考えている。首相を経済も含む総合的な

### 【乡卜允均账】

とが重要だ。 た社会全体の意識を変えるこきた企業や男性、独身も含め首相 関与が薄いとされて

いか。答弁を修正すればいいではな決まっていないのであれば、保事すると答弁したが、まだ得増すると答弁したが、まだ泉氏 家族関係社会支出を

だ。身はまだ整理している段階上で必要な財源を考える。中た。政策の内容を具体化したりしないという議論を行ったの取り組みは、決して見劣ても子ども・子育て政策へと出版しては、はに変更にある。

見直すべきだ。二三年度の少子化対策予算を大石晃子氏(れいわ)二〇

ケージで示す。首相 政策を整理し、パッーブロー・ジェ

【徳上げ】

すべきだ。 ばが必要とのメッセージを出玉木雄一郎氏(国民)賃上

ジを発信していきたい。 しても国民に対してメッセーションを取りながら、政府と首相 労使とコミュニケー

労会見」を近々開催するか。や、首相と連合会長との「政働団体による「政労使会議」玉木氏 政府と経済界、労

首相前向きに考えたい。

### 【腦陀荬俐】

る方針だ。力各社が電気料金を値上げす小野委輔氏(維新)大手電

に審査したい。 西村康稔経済産業相 厳正

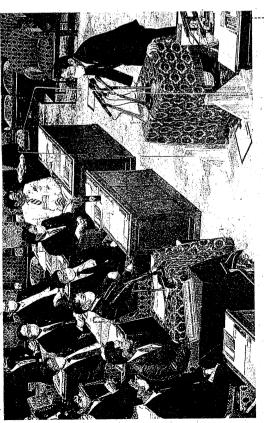
ていた。 業の顧客情報を不正に閲覧し小野氏 大手電力が競合企

域だ。 害するものであり、極めて遺首相 電気の公正な取引を

### 【全国旅行支援】

継続すべきだ。赤羽一嘉氏(公明)事業を

えて対応する。の執行状況、旅行需要を踏ま斉藤鉄夫国土交通相・予算



目)の質問に答弁する岸田首相會=辺日、国会で衆院予算委で立憲民主党の泉代表(左手前から2人

た。応したのに気付き、気色ばむ場面があっの背後に座る首相秘書官が自身の発言に反二日の衆院予算委員会で、岸田文雄首相きれる」。立憲民主党の泉健太代表が二十一後ろで秘書官が笑っている。本当にあ

る。ひどいもんだ」と憤った。とに触れ、「いまだにそういう秘書官がい別発言をした首相秘書官が更迭になったご指摘した。こGBTなど性的少数者への差り得ない』というような話をしている」とたら(秘書官)二人で顔を見合わせて『あいたら首を横に振り、防衛三文書の話をしまをしの様子が気になったようで、「同性婚の話を残さだと持論を展開した。その際の秘書官泉氏は、政府方針に野党の主張を反映す

けないと強く指示したい」と語った。を持って気を引き締めて対応しなければいった事実は確認できない。しかし、緊張感相に説明を要求。首相は「(秘書官が)笑」立民の本庄知史氏はこの後の質疑で、首

### 2/13 国会質問に関する関連記事①

### ▼2023 年 2 月 14 日 毎日新聞

発売された安倍晋三元首相の回顧

13日の衆院予算委員会で、今月

党の関心の高さがうかがえた。 切った元首相の「証言」だけに、 月にわたり、内政、外交を取り仕 けたが、憲政史上最長の8年8カ 相次いだ。閣僚は明確な答弁を避 録に記された内容に関する質問が 立憲民主党から質問に立った3

### 野党、高い関心

で「責任ある財政運営は財務省の 界があり、分からない」とした上 す」と評した点に触れ、「本当か」と 規律が保たれていれば満足なんで 省について「国が滅びても、財政 た。米山隆一氏は、安倍氏が財務 て安倍氏の心を推察することは限 質問。鈴木俊一財務相は「今となっ

議員全員が回顧録の内容を問う 8年の日露首脳会談の際 真偽を問うた。当時外相だった河 での「合意を目指すことで一 見解」を取りまとめるよう求める 繰り返し、 ていた」と安倍氏が語ったことの 主要20万国·地域(G20)首脳会議 露間の交渉について質問。 つの使命だ」と述べた。 幕もあった。 本圧知史氏は北方四島を巡る日 太郎デジタル相は「所管外」と 本圧氏が政府の 201 致

### ▼2023 年 2 月 14 日 朝日新聞

### #政官界ファイル

▼安倍氏回顧録、「守秘義務違 各国首脳とのやりと 反しと追及 りなどが記された「安倍晋三 顧録」(中央公論新社)の内容をめ ぐり、野党側は13日の衆院予算委 員会で「政府方針や発表と異なる」 と追及。閣僚らはこぞって答弁を 避けた。回顧録は6日に発売され 衆院解散などの政治判断の舞 合裏や各国首脳との会談でのやり とりなど内政や外交上の機微に触れる部分も少なくない。立憲民主 党の本庄知史氏は委員会で「守秘 義務違反にはあたらないか」と質 松野博一官房長官は 身、すべてを読んでいない。 の立場としてコメントすることは 控えたい」と述べるにとどめた。

### ▼2023 年 2 月 14 日東京新聞

選で岸田文雄首相らと争った際、 約に掲げた。予算委で立憲民主党の 用年数が過ぎた原発の早期廃炉を公 を変えたのか」と問われ 本庄知史氏から「 (入閣して) 考え 河野氏は二〇二一年の自民党総裁

院予算委員会で、原発活用を進める 外交政策について野党議員に聞かれ 封印したのかどうかや、外相当時の 岸田内閣の下で持論の「脱原発」を 所管外」との答弁を十二回繰り返 河野太郎デジタル相が十三日の衆

原発政策など問われ

協議したのかと尋ねたが、河野氏は

ロシアと二島返還での合意へ

「所管外でございます」などと連発

圧氏は故安倍晋ニ元首相の回顧録を についても、同様の答弁に終始。

河野氏は当時の交渉担当者だった。 たと記した。政府は発表していない。 チン大統領が一八年十二月の会談で |島返還合意を目指す考えで一致し 回顧録は、安倍氏とロシアのプー

政策は所管外」

一とかわした。

外相時代に携わった北方領土交渉

河

### 2/13 国会質問に関する関連記事②

をあずかっている自分たち

(財務省は) 米山隆一氏は、

『国の財政 安倍氏の

財務省の認識をただした。

これに対し、鈴木財務相は

方だ」などの証言について、

一番偉い』という考え

### ▼2023 年 2 月 14 日 読売新聞

るために努力することが基

所管外」答弁12回

河野デジタル相

かりと政策目標を達成す 時の内閣の方針の中でし

政権としても歴代内閣の立 の誤りを正す」 謝罪を表明した 去の植民地支配と侵略 本だ」とかわした。 圧知史氏が安倍氏の 歴史認識については、 松野官房長官は「岸田 政府の認識を追及し ことの発言を の渦

裏を語った「安倍晋三 予算委員会で、安倍晋三・ 元首相が長期政権の舞台 立憲民主党は13日の衆院 回

議論は深まらず だった河野デジタル相は たとする安倍氏の証言に を計2回繰り返した。 テーマも含めて同様の答弁 を目指す方向性が確認されで、翌年に2島返還の合意 所管外だ」と述べ、他の 質問した。当時外相

安倍氏回顧録」立民3氏質問

8年12月の日露首脳会談

衆院予算委

いる」と語った。 場を全体として引き継いで 万領土交渉を巡り、201 本庄氏は、ロシアとの北

▼2023年2月14日 日本経済新聞

答弁を12回繰り返した。今どに関し「所管外だ」との発政策を巡る自身の主張な 月発売の「安倍晋三回顧録 日の衆院予算委員会で、 れた内容に基づき野党議員 (中央公論新社)に記載さ の衆院予算委員会で、原河野太郎デジタル相は13

▼2023 年 2 月 14 日千葉日報

当時の外交政策について野 と批判する声が上がった。 発活用を進める岸田内閣の た。 との答弁を12回繰り返し 党議員に聞かれ「所管外」 印したのかどうかや、 下で持論の「脱原発」を封 日の衆院予算委員会で、 河野太郎デジタル相が13 野党席からは不誠実だ 外相 原

所管外」答弁12回 衆院予算委で河野氏

かび上がらせようとした

議論は深まらなかっ

方針と安倍路線の矛盾を浮 論戦に挑んだ。岸田政権の もとに3議員が相次いで

(中央公論新社)を

2023年2月13日 衆議院予算委員会

回顧録』から見た 安倍晋三 日本外交の検証 官房長官、林大臣、河野大臣に問う!

▼2023 年 2 月 14 日 日刊スポーツ

113日午後 算委で答弁する河野デジタ

どめた。 河野氏は「エネルギー政策 を封印したのかと問われ、 がった。岸田内閣の原発推は不誠実だと批判の声が上回繰り返した。野党席から 河野氏は「所管外だ」 は所管外だ」と述べるにと 進政策の下で持論の脱原発 か」などと質問を重ねた うか尋ねたが、河野氏は した。・本虫氏は た事実はあるかど 回顧録 考えを変え

所管外」12連発 河野太郎デジタル相が15

発政策を巡る認識などを野日の衆院予算委員会で、原

党議員に追及された際に

所管外だ」との答弁を12

### 2/13 国会質問に関する関連記事③

### 立民、回顧録基に質問連発 「安倍路線」追及、政府論評回避一予算委



安倍晋三元首相の生前のインタビューを中心に構成した「安倍晋三回顧録」(中央公論新社)が波紋を広げている。安倍氏が在任中の多くの「秘話」を明かしているためで、13日の衆院予算委員会では立憲民主党がこれに基づいて政府を追及した。

回顧録は2020年9月の退任後、安倍氏が読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏らと行った18回計36時間のインタビューを収録している。

立民の本庄知史氏は、安倍氏が「民主党政権の間違いで決定的なのは東日本大震災後の増税だ」と語ったことを取り上げ、「復興増税は間違いか」と追及。復興増税の防衛財源への一部転用方針を決めている鈴木俊一財務相は「(旧民主党政権の)判断は正しかった」と釈明に追われた。

もっとも、閣僚が正面から答えたのはこの質問ぐらいで、はぐらかす答弁が目立った。立民の米山隆一氏が「財務省は意向に従わない政権を平気で倒しに来る」(安倍氏)との認識は正しいかをただしたのに対し、鈴木氏は「安倍氏の心を推察することはもう限界がある」とかわした。

回顧録には、北方領土交渉に関し「(2018年は)日口が最も近づいた時だった。本当に2島返還の合意に向けたチャンスだった」と交渉方針を四島返還から2島返還に転換したことをうかがわせる安倍氏の言葉が収録されている。

本庄氏は「交渉を(日ソ共同宣言を結んだ)1956年に戻し、後世の日本外交に 深刻な影響を残した」と「安倍外交」の総括を求めたが、林芳正外相は「安倍氏が述 べたとされる事柄についてはコメントを差し控えたい」と繰り返した。

本庄氏は18年当時の外相だった河野太郎デジタル相にも質問。慰安婦問題に関し 1993年に当時の河野洋平官房長官が発表した談話を巡り、安倍氏が河野氏に「お 父さんと全く違う立場でやってくれ。河野談話の『こ』の字も言うな」と指示したと 振り返ったことと合わせ、事実関係をただした。しかし、河野氏は12回、「所管外 だ」を連発した。

本庄氏は、安倍氏が守秘義務に違反しているのではないかとも迫った。松野博一官 房長官は「大臣規範の『職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない』との規 定に反するかどうかは各大臣が自ら適切に判断すべきものだ」と述べるにとどめた。

(時事通信 2023 年 2 月 14 日 7:05)

### ▼2023 年 2 月 15 日 東京新聞

河野太郎デジタル相が国会で12連発した「所管 政治家が国会で発す - スも少なくない。過去の事例を振り返り、 (大杉はるか) 専門家の声を聞いてみた。

### 野党追及 かわす手段に

録を基にただした立憲民主 故安倍晋三元首相の回顧

無関係なことなら『所管

最長六十年の運転期間の延 外でございます」。原発の る」との再質問にも「所管 れ、ひと言、こう答えた。 河野氏は十三日の衆院予算 たが、「エネルギー政策は して署名した理由も問われ った日ロ交渉に関して問わ **所管外でございます」と繰** 長も含む閣議決定に閣僚と 「事実関係を確認してい 「所管外でございます」。 きないという基本的なこ して、「こういう印象操作 に「所管外のことに答弁で BSテレビ記者のツイート ーで、十二連発を伝えたT 弁拒否だ」と批判する。 外』というのは分かるが するんだ」と反発。一方、 と」などに触れていないと 本人に関する案件を事前通 河野氏は自身のツイッタ ており、認められない

のだから、政治家として意

であっても半分は政治家な

見を言うのはありだ」と指

摘。そのうえで、河野氏に

ろう」とみる。

を狙う時には封印を解くだ

ついては「いずれ総理大臣

ら選ばれる。省庁のトップ 夫氏は「閣僚は国会議員か し控える」と述べている。 見解をお答えすることは差

ジャーナリストの鈴木哲

衆院予算委で答弁する 河野デジタル相=13日

行は十四日の会見で「野党 からの質問に丁寧に真摯に 省の所管外」とした上で、 質問され、「道交法は法務 ら酒気帯びに当たるか」と 五月、法務省刑事局長が メージがある。例えば昨年 答弁すべきだ」と述べた。 目民党の梶山弘志幹事長代 言葉は、官僚が多用するイ 「奈良漬を食べて運転した 般論を説明した。 国会で「所管外」という

> 格差について聞かれた葉梨 五月、東京五輪の中止につ 論を答える場合に分かれる 接自分に関わらない質問で 外」と述べつつ、「現在の 康弘法相(同) 二年十一月に、賃金の官民 ようだ。例えば二〇二一年 がある」と説明した。 差し控えたい」と答弁。一 相(同)は「所管外なので いて問われた武田良太総務 八事院勧告は一定の合理性 一方、今回のように、過 は「所管

連発 他の政治家

洋連携協定(TPP)

稲田朋美行革相(同) 交渉参加に異を唱えていた

所管外のことに個人的な

も。一八年十一月、片山さ との過去の発言を問われ、 質問に対して使われること 山氏は野党の批判を受け、 差し控える」と答弁した。片 レベルの人がもらうもの 活保護は生きるか死ぬかの つき地方創生相(同)が「牛 去の発言など本人に関する 内閣と同じ」と言い直した。 「所管外のことでお答えは 現在は内閣の一員なので 一三年三月には、環太平 して責任を負う」とする憲 について、 た元参院議員の平野貞夫氏 については、閣議でサイン の仕事の説明責任から解 法六六条三項を挙げ されるものではない。 な問題だ」と批判。 いうのは、 行政監督権に対する重 衆議院事務局職員を務め 「内閣は、 国会に対し連帯 行政権の行使 辞めても自分 国会

# 人臣辞めても説明責任ある」

閣僚はどうか。まず、直

う」と語った。

の『所管外』とは質が

ことを言えないという官僚

こた責任がある。 知らない

## PFAS戦略 今夏めど

略検討専門家会議」 戦略を審議する

防衛相が「困難 攻撃着手の定義

との考えを示した。

「総合戦

本庄氏は、

指針値の設 の取りまと それぞれ

## 環境相 指針値「早く確定する

めについて、

衆院予算委員会で、反撃能

浜田靖一防衛相は3日の

態様などを踏まえて判断す

ると説明するにとどめた。

を巡っては、国際情勢や明

相手国による攻撃の着手

示された意図、攻撃の手段、

反撃能力行使巡り

とただした。

西村氏は、

いつ頃結果が出せるか

相は3日、 122当たり5グダとして 質の基準に関し、暫定で PFOSとPFOAの水 にした。 PFASのうち りまとめる方針を明らか について、 る環境省策定の総合戦略 合物(PFAS)に関す されている有機フッ素化 ては「できるだけ早く確 いる指針値の設定につい 今夏までに取 有害性が指摘 西村明宏環境 めた。衆院予算委員会で 本庄知史氏(立憲民主) への答弁。

境省と厚生労働省が指針 検出事例が全国で相次 暫定指針値を超える量の 値の設定について議論す 辺の河川などで多数報告 PFASを巡っては、 政府は、1月24日に環 県内でも米軍基地周

同 関(WHO)や米国の議 論など国際状況を考慮す

だけ述べ、時期は明示し きるだけ急いでやる」と る必要があるとし、 なかった。

値の設定は、世界保健機 とめる」と述べた。指針

30日にはPFASの総合

されている。 る有識者会議を実施、

(安里洋輔

定する」と述べるにとど

賃上げの好循環を実現し、

攻撃着手の定義

木 難

> よう努力すると強調した。 国民の負担感を払拭できる

衆院予算委員会で、反撃能 | 況に即して判断するもので | 発射、特に第一撃を事前に を示すのは難しいとの認識一う増税を巡り、経済成長と る武力攻撃「着手」の定義 | 一財務相は防衛費増額に伴 | て、さらなる攻撃を防ぐた 浜田靖一防衛相は3日の一を示した。「個別具体的な状 防衛相、反撃力行使巡り |困難だ」と述べた。鈴木俊| しくなってきている」とし あり、一概に答えることは 衆院予算委で答弁する浜田 防衛相=8日午後 一ついて「相手側のミサイル ると説明するにとどめた。 態様などを踏まえて判断す めに反撃能力保有は有効だ 察知し、阻止することは難 れると指摘。浜田氏は現在 示された意図、攻撃の手段、 との考えを示した。 のミサイル防衛(MD)に を巡っては、国際情勢や明 このミサイル発射が想定さ 相手国による攻撃の着手 国家安全保障戦略など新 列車や車両、潜水艦か 一庁の共同訓練を早期に実施 した海上自衛隊と海上保安

が可能になる、相手国によ

(敵基地攻擊能力)行使

え、日本が直接攻撃を受け たな安保関連3文書を踏ま 中審議を8日に実施する日 一程で合意した。 した。与野党は理事会で、 岸田文雄首相が出席する集 度予算案の一般質疑を実施 衆院予算委は2023年

る「武力攻撃事態」を想定

|要領」の作成作業を進め、 | 隊法に基づき海保を指揮下 |は極めて重要だ」と語った。 する方針を表明。「海自と 共同訓練で検証するとし に置く手順を定めた「統制 海保が連携を強化すること 有事の際、防衛相が自衛

▲2023年2月4日 千葉日報

> ▲2023年2月 琉球新報 4 日

ろをめどに一定を取りま 総合戦略について「夏ご

状況に即して判断するもの を示すのは難しいとの認識 る武力攻撃「着手」の定義 が可能になる、相手国によ 力(敵基地攻擊能力)行使 発射、 は困難だ であり、 れると指摘。 らのミサイル発射が想定さ ついて「相手側のミサイル のミサイル防衛(MD)に て、さらなる攻撃を防ぐた しくなってきている」とし 察知し、阻止することは難 立憲民主党の本庄知史氏 列車や車両、 特に第一撃を事前に 」と述べた。 一概に答えること 「個別具体的な 浜田氏は現在

▲2023年2月4日 産経新聞

▼2023 年 2 月 4 日 東京新聞 問に答えた。

武力行使の三要件を満たせ サイルで遠方から攻撃する 全を確保した上で長射程ミ に適当な手段がないなど) 得るかとの問いには「(他 人り攻撃する可能性もあり 目衛隊が相手国の領域内に ことが「現実の問題として 対処の基本となる」とした。 浜田氏は、自衛隊員の安 弁を避けた。 するもので、一概に答える 具体的な状況に即して判断 ったと認定するかは「個別

ミサイルを使った敵基地攻 る」との考えを示した。立 ら対処することが基本にな について「相手国領域外か 撃能力(反撃能力)の行使 衆院予算委員会で、長射程 憲民主党の本庄知史氏の質 どの時点で攻撃の着手があ なっている」と認めつつ、

はない」と否定しなかった。 は憲法上許されないわけで ば、他国領域での武力行動 し、阻止することは難しく 特に第一撃を事前に察知 は「相手側のミサイル発射、 攻撃などの兆候をつかむの 手国の攻撃の着手」を巡 力の行使が可能となる は困難と指摘した。 本庄氏は、敵基地攻撃能 潜水艦によるミサ 浜田氏

20

围

|領域

外が基本

敵基地ミサイル攻撃で

浜田靖一防衛相は三日の

### 内閣委員会篇





3/15 内閣委員会



4/28 内閣委員会

### 4/28 内閣委員会 質疑ポイント



▲質疑の動画に コチラから

### ■岸田総理襲撃事件と政府の危機管理体制

衆院補選の応援で和歌山県を訪れた岸田総理が襲撃され、谷国家公安委員長(警察所管大臣)は、視察先の高知県で一報を受けました。

現職総理が襲撃されるという重大事案です。視察を打ち切るという選択肢もあり得たはずですが、官房長官らと相談することもなく、谷大臣は視察を継続。その判断の是非を私は問いました。

谷大臣は「結果論かも分からないが、特段の支障はなかった」と答弁。危機管理の担当大臣が「結果論」という言葉を口にしたことに、私は唖然としました。

実は、安倍内閣以降、選挙の応援で、総理と官房長官が同時に東京を離れることが常態化しています。従来はどちらかが在京するというのがルールでした。不要不急の選挙



応援で危機管理にいささかの影響もあってはなりません。政府の危機管理体制を早急 に見直すべきです。

### ■「天下り」問題、国交省 OB による人事介入

国家公務員法は、現職による再就職のあっせんなど、国家公務員の天下りを規制しています。そうした中で、国土交通省の元事務次官が国交省と関係の深い民間企業に、別の国交省 OB を社長にするよう求めていたことが明らかになりました。

国交省内で聞き取り調査が行われましたが、私は「調査の信頼性を高めるためにも、 外部の第三者による検証が必要だ」と問いました。

松野官房長官は「国交省内で適切に対応してもらう」と極めて後ろ向きの答弁。そこで、公務員制度担当の河野太郎大臣にもただしました。

河野氏は5年前の文科省天下り問題の際、予算委員会で質問に立ち、「霞が関の問題を霞が関が調査しただけでは信頼は得られない。外部の目で調査しなかったら国民の信頼を得ることはできない」と発言。天下り規制についても、「役人 OB によるあっせんが抜け道になっている。禁止する措置が必要」と厳しく指摘していました。



しかし、今回の河野大臣の答弁は、「国交省自身が調査をしたが特に問題はなさそうだ」、「OBは予算や権限がないので規制の対象外」など、過去のご自身の国会発言を否定するような答弁に終始。立場が変わればこうも変わるものでしょうか。

さらに私は、証券金融最大手の「日本証券金融」を例に、1950年から70年以上、日銀から17人、財務省から10

人が切れ目なく社長や役員に就任していることを指摘。こういうケースを規制できなければ、「ザル法」と言われても仕方がありません。

立憲民主党は次官級経験者の退職後 10 年間の再就職先を調査するよう政府に求めています。こうした実態を踏まえ、国家公務員 OB も天下り規制の対象とするなどの法改正を検討すべきです。

### 国家公務員の再就職規制等に関する河野太郎議員の国会発言

(平成29年1月26日衆議院予算委員会)

### 【1】外部の第三者による調査

「<u>霞が関が霞が関の問題をただ調査しただけでは世の中の信頼は得られない</u>わけで (中略) 当然外部の目が入ると考えております」

「調査に関与では弱いんじゃないですか。<u>泥棒に泥棒の見張りをさせても意味がない</u>わけですから。(中略)<u>外部の目がきちんと調査をしなかったら、今、国民の</u>信頼を得ることはできないんじゃないですか。」

「調査班を外部の人材でやるのがいいに決まっているわけで、これは<u>役所と相談してもよくなりません。きちっと大臣のリーダーシップでやっていただきたい</u>、外部の目をしっかり入れて調査をしていただきたい」

### 【2】国家公務員OBに対する再就職規制

「今、<u>役人OBによるあっせんが抜け道になっております</u>。現職の役人のあっせんは禁止されておりますが、役人OBのあっせんは禁止されていない。脱法行為の抜け道になっているとの批判もございます。この際、<u>役人OBのあっせんも禁止</u>する、そういった措置をとる必要があるのではないかと思います」

### 【3】一定期間の再就職禁止等の行為規制

「違反したことがわからないということであれば、違反を禁止するということは意味がないわけですから、つまり、<u>役所と関係しているところに再就職を何年して</u>はいけないという行為規制のようなものをきちんと入れなければ抜け道を防げないのではないかと思います」

「再就職等規制委員会が全部わかっているという前提ではなくて、わからないという前提に立つならば、少なくとも、再就職に関して何らかの規制をする、行為規制をのものをやらなければ抜け道は防げないのではないですか。」

### 【4】独立行政法人等への現役出向の規制

「今、文部科学省が各大学に対して運営費交付金あるいはさまざまな補助金等さじかげんを持っている状況にあって、現役出向がこれだけ大量に国立大学法人に行くというのは(中略)全く各国立大学法人は独立していない。単なる文科省の植民地になっているだけではないんでしょうか。今回の問題を奇貨として、国立大学法人への現役出向をやめるべきだと思います」

出典:衆議院予算委員会(平成 29 年 1 月 26 日)会議録から 抜粋の上、本庄知史事務所にて作成 令和 5 年 4 月 28 日 衆議院内閣委員会 立憲民主党・無所属 本庄知史

### 日証金に天下りした主な役員

(カッコ内は天下り元組織における主な役職)

	日本銀行出身の主な役員			財務省出身の主な役員		東証出身の主な役員	
(うち、		(うち、理事未経験者)		対切自山力の工の収束			
1950 白根 清香	工事作成者/ 取締役 <u>社長</u>	高山廣	取締役常務				
1951 (理事)	II .	(一般金融課長)	11				
1952	"		11				
1953	11		取締役専務				
1954	"		"				
1955							
1956	"		"				
1957	II .		ıı .				
1958	"		II .				
1959	"		"				
1960	"		"	篠川 正次	取締役常務		
1961	<i>''</i>		<i>II</i>	(国税庁次長)	11		
				(当仇门人技)			
1962 谷口 猛	取締役 <u><b>社長</b></u>	篠崎 英夫	取締役		取締役専務		
1963 (副総裁)	"	(経理局次長)	"		II .		
1964	"		II .		11		
1965	"		"		11		
1966	"		取締役常務		"		
1967	"		<i>II</i>		"		
1968	II .		II		11		
1969	II	矢島 美嶋	取締役常務		11		
1970 鎌田 正美	取締役 <u><b>社長</b></u>	(管理部長)	11		11		
1971 (理事)	"		"	磯田 好祐	取締役専務		
1972	<i>''</i>		取締役専務	(財務参事官)	取締役副社長		
				(パリリンチロ)			
1973	"		<i>II</i>		11	. = 3 :	
1974	II .		II .		11	上原 幸夫	取締役
1975	"		II		II .	(常任監事)	II
1976	"	川嶋 節夫	※取締役常務		11		II .
1977	"	(前橋支店長)	"		取締役会長		
1978	<b>″→会長</b>	※1972年~ <b>-</b>			<i>"</i>		II .
1979 岡田 健一	取締役 <u><b>社長</b></u>		取締役専務	田代 一正	取締役 <u>副社長</u>		II .
1980 (理事)	11	佐藤 静	取締役専務	(大臣官房審議官)	11	安井 淳	取締役
1981	代表取締役 <u><b>社長</b></u>	(考査局長)	<i>II</i>		代表取締役 <u>副社長</u>	(参事室部長:理事待遇)	11
1982			代表取締役専務		"		
		•					
	代表取締役 <u>社長</u>		<i>II</i>				// // // // // // // // // // // // //
1984 ※再任	<i>n</i> →会長		11	伊豫田 敏雄	代表取締役専務		常勤監査役
1985 多島 達夫	代表取締役 <u>社長</u>	木村 文穂	取締役常務	(造幣局長)	代表取締役 <u>副社長</u>		11
1986 (理事)	11	(検査局長)	<i>II</i>		11		11
1987	"		代表取締役専務				
1988			// VECANIII   X (3 3/)		"		
1989	11		"		II .	高橋 正昻	常勤監査役
1990	"		"		11	(上場部長:理事待遇)	11
1991	<i>"</i> →会長		11		11		11
1992 青木 昭	代表取締役 <u>社長</u>	林 敏雄	取締役常務	門田實	代表取締役 <b>副社長</b>		"
	// (ZZ )/// (ZZ )	(発券局長)	11	(東京国税局長)	// U.		"
	"	(光分问坛)		(米尔冯优问氏)	"		"
1993 (理事)			77 /rt / D - 1 - 7 -				4.1. 6.1. A46.#1. #16. <del>-1</del> 7.8.
1994	11		取締役専務		"		社外常勤監査役
1994 1995	11 11		取締役専務 "		<i>п</i>		社外常勤監査役
1994							
1994 1995 1996	11	-	11 11		II .		"
1994 1995 1996 1997	" " "→会長→顧問	- - - - - - - 	" " "→子会社社長		11 11	京棒 紅尘	n n
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫	" " "→会長→顧問 代表取締役 <b>社長</b>	堀口助	" " →子会社社長 取締役常務		11 11 11	高橋 絋治	" " 社外常勤監査役
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事)	" " "→会長→顧問 代表取締役 <b>社長</b> "	堀口 助 (発券局長)	" "→子会社社長 取締役常務 "		" " " " "	高橋 絋治 (上場部長)	" " 社外常勤監査役 "
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000	" " "→会長→顧問 代表取締役 <b>社長</b>		" "→子会社社長 取締役常務	平岡 哲也	11 11 11		" " 社外常勤監査役
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事)	" " "→会長→顧問 代表取締役 <b>社長</b> "		" "→子会社社長 取締役常務 "	平岡 哲也 (名古屋税局長)	" " " " "		" " 社外常勤監査役 "
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000	" " "→会長→顧問 代表取締役 <u>社長</u> "		" "→子会社社長 取締役常務 "		" " " 代表取締役 <u>副社長</u>		" " 社外常勤監査役 "
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002	### ### ### ### #####################		####################################		" " " 代表取締役 <mark>副社長</mark> "		" 社外常勤監査役 " "
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003	### ### ### ### ### #################		### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(名古屋税局長)	"" "" 代表取締役 <u>副社長</u> "" ""	(上場部長)	# # 社外常勤監査役 # # # #
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔	### ### ### ### ### #################	(発券局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(名古屋税局長) 齋藤 博	// // // // // // // // // // // // //	(上場部長) 新井 吉保	" 社外常勤監查役 " " " " " " 社外常勤監查役
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事)	### ### ### ### ### #################	(発券局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(名古屋税局長)	" " 代表取締役 <b>副社長</b> " " 代表取締役 <b>副社長</b>	(上場部長)	" 社外常勤監查役 " " " " 社外常勤監查役 "
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (2005 2006	### ### ### ### ### #################	(発券局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(名古屋税局長) 齋藤 博	// // // // // // // // // // // // //	(上場部長) 新井 吉保	" 社外常勤監查役 " " " " 社外常勤監查役
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事)	### ### ### ### ### #################	(発券局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(名古屋税局長) 齋藤 博	" " 代表取締役 <b>副社長</b> " " 代表取締役 <b>副社長</b>	(上場部長) 新井 吉保	" 社外常勤監查役 " " " " 社外常勤監查役 "
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####	(発券局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(名古屋税局長) 齋藤 博	// // // // // // // // // // // // //	(上場部長) 新井 吉保	" " 社外常勤監查役 " " " " 社外常勤監查役 " 社外常勤監查役
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008	### ### ### ### ### #################	(発券局長)	### ### ### ### ### #################	(名古屋税局長) 齋藤 博 (東京税関長)	" " 代表取締役 <b>副社長</b> " 代表取締役 <b>副社長</b> " 代表取締役 <b>副社長</b>	(上場部長) 新井 吉保 (株式部長) 水野 潮	" " 社外常勤監查役 " " 社外常勤監查役 " 社外常勤監查役
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009	### ### ### ### ### #################	(発券局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(名古屋税局長) 齋藤 博 (東京税関長)	// // // // // // // // // // // // //	(上場部長) 新井 吉保 (株式部長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010	### ### #############################	(発券局長)	### ### ### ### ### #################	(名古屋税局長) 齋藤 博 (東京税関長)	// // // // // // // // // // // // //	(上場部長) 新井 吉保 (株式部長) 水野 潮	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011	### ### #############################	(発券局長) 橋本 泰久 (発券局長)	### ### #############################	(名古屋税局長) 齋藤 博 (東京税関長)	// // // // // // // // // // // // //	(上場部長) 新井 吉保 (株式部長) 水野 潮	" " 社外常勤監查役 " " 社外常勤監查役 " " 社外常勤監查役 " " 社外常勤監查役
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 增渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010	### ### #############################	(発券局長)	### ### ### ### ### #################	(名古屋税局長) 齋藤 博 (東京税関長)	// // // // // // // // // // // // //	(上場部長) 新井 吉保 (株式部長) 水野 潮	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三	### ### #############################	(発券局長) 橋本泰久 (発券局長)	### ### #############################	(名古屋税局長) 齋藤 博 (東京税関長)	// // // // // // // // // // // // //	(上場部長) 新井 吉保 (株式部長) 水野 潮	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事)	### ### ### ### ### #################	(発券局長) 橋本 泰久 (発券局長)	### ### ### ### ### #################	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(上場部長) 新井 吉保 (株式部長) 水野 潮	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事)	### ### ### ### ### #################	(発券局長) 橋本泰久 (発券局長)	### ### ### ### ### #### ############	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(上場部長) 新井 吉保 (株式部長) 水野 潮	# ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事)	### ### ### ### ### #################	(発券局長) 橋本泰久 (発券局長)	### ### #############################	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	新井 吉保 (株式部長) 水野 潮 (上場審査部長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事)	### ### ### ### ### #################	(発券局長) 橋本泰久 (発券局長)	### ### ### ### ### #### ############	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(上場部長) 新井 吉保 (株式部長) 水野 潮	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事)	### ### ### ### ### #################	(発券局長) 橋本泰久 (発券局長)	### ### #############################	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)  堀田 隆夫 (造幣局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	新井 吉保 (株式部長) 水野 潮 (上場審査部長)	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 增渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事) 2014 2015 2016 2017	### ### #############################	橋本 泰久 (発券局長) 織立 敏博 (発券局長)	### ### #############################	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)  堀田 隆夫 (造幣局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	新井 吉保 (株式部長) 水野 潮 (上場審査部長)	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####
1994 1995 1996 1997 1998 小島 邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事) 2014 2015 2016 2017 2018	### ### #############################	橋本 泰久 (発券局長) 織立 敏博 (発券局長)	### ### ### ### #####################	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)  堀田 隆夫 (造幣局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	新井 吉保 (株式部長) 水野 潮 (上場審査部長)	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事) 2014 2015 2016 2017 2018	### ### #############################	橋本 泰久 (発券局長) 織立 敏博 (発券局長)	####################################	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)  堀田 隆夫 (造幣局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	新井 吉保 (株式部長) 水野 潮 (上場審査部長)	### ### ### ### ### #################
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事) 2014 2015 2016 2017 2018 2019 櫛田 誠希 (理事)	### ### ### ### ### #################	橋本 泰久 (発券局長) 織立 敏博 (発券局長)	### ### ### ### #####################	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)  堀田 隆夫 (造幣局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	新井 吉保 (株式部長) 水野 潮 (上場審査部長)	### ### ### ### ### ### #### #########
1994 1995 1996 1997 1998 小島邦夫 1999 (理事) 2000 2001 2002 2003 2004 増渕 稔 (理事) 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 小林 英三 (理事) 2014 2015 2016 2017 2018	### ### #############################	橋本 泰久 (発券局長) 織立 敏博 (発券局長)	####################################	(名古屋税局長)  齋藤 博 (東京税関長)  松田 広光 (理財局次長)  堀田 隆夫 (造幣局長)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	新井 吉保 (株式部長) 水野 潮 (上場審査部長)	### ### #############################

25

### 4/12 内閣委員会 質疑ポイント (医療ビッグデータ法改正案)



### ■法施行後5年間の評価

▲質疑の動画は コチラから



2018 年の法施行から5年間、医療データの利活用は進んでいません。協力医療機関等は108件、集まった情報は260万人分、認定事業者による利活用は21件、評価もできないくらい何も動いていません。高市担当大臣からも「研究事例や学術論文の公表などにつながった事例21件は決して多い数字ではない」と反省の弁がありました。

### ■司令塔機能とグランドデザイン

その原因の一つは、司令塔機能やグランドデザインが見えないことです。関係法令やガイドラインが多数あり、内閣府、

厚労省、経産省、総務省が関係し、全体像が見えづらい体制になっています。

さらに具体的には、内閣府にある「健康・医療戦略推進本部」は高市大臣が副本部 長を務め、全大臣がメンバーです。一方で昨年、内閣官房に「医療 DX 推進本部」が 設置され、副本部長は厚労大臣、デジタル大臣が務め、高市大臣は入っていません。 私は「医療データ政策を強力に推進するために、政府内に統合的な戦略本部や推進 体制を作り、政府一丸となり一本でやっていただきたい」と提案しました。

### ■医療情報の利用事業者の認定基準

今回の法改正で、利用事業者はより機微な医療情報を取り扱うことになりますが、 その認定基準の作成にあたり、例えば海外企業の取り扱いに関する基本的な考え方を 問いました。高市大臣からは「当該企業が所在する国の個人情報保護の制度、適切に 研究開発する能力と併せて考慮する」との答弁でした。

海外の企業だから駄目だとか、不当な差別は認めるべきではありませんが、経済安全保障、情報安全保障の観点も必要であり、国内企業と全く同じ基準でいいのか、政府が認定基準を作成するにあたり、海外企業の取り扱いについては慎重に検討するよう指摘しました。

### ■医療情報の利活用推進のための更なる方策

進まない医療情報の利活用を改善するため、政府は広報する、医療機関にも努力義務を規定するとしていますが、具体的なメリットが医療機関になければ、これまで以上には広がりません。私は「例えば公的な補助、診療報酬上乗せ、研究成果の優先利用などが必要ではないか」と提案し、その検討を政府に求めました。



もう一つ重要なことは「電子カルテの標準化」です。医療ビッグデータの普及促進のためには極めて重要です。この課題は高市大臣が参加していない医療 DX 本部で検討されるようですが、2つの本部は非常に関係性が深いので、政府一体で強力に推進してほしいと高市大臣に要望しました。

大臣からは「研究開発という 2 次利用のための医療ビッグデータの収集、活用との関係性があるので、医療 DX 本部にも出かけていき、しっかり主張していきたい」と決意の答弁がありました。大臣のリーダーシップに期待したいと思います。

# 法改正殊の熱戦(ボイソト)

# 1. 仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設

現行法による匿名加工医療情報の作成・提供に加え、**新たに「仮名加工医療情報」を作成し、** 利用に供する仕組みを創設する。

**仮名加工医療情報**:他の情報と照合しない限り、個人を特定できないよう加工した情報。個人情報から氏名やID等 の削除が必要だが、匿名加工医療情報とは異なり、特異な値や希少疾患名等の削除等は不要。

# 1. 仮名加工医療情報の作成事業者の認定

>医療機関等から本人通知に基づき医療情報の提供を受けて**仮名加工医療情報を作成・提供する事業者を国が認定**する。 (認定仮名加工医療|情報作成事業者

# 2. 仮名加工医療情報の利活用者の認定

- 認定仮名加工医療情報作成事業者は、安全管理等の基準に基づき**国が認定した利活用者に限り、仮名加工医療情報を 提供**することができる。 (認定仮名加工医療情報利用事業者)
- 認定仮名加工医療情報利用事業者間の共同利用は例外的に可能)。※医薬品の承認審査等の業務を行う(独)医薬品医療機器総合機構 認定仮名加工医療情報利用事業者は、**仮名加工医療情報の再識別及び第三者提供を禁止**(PMDA※等への提出や、

# 3. 薬事承認に資するための仮名加工医療情報の利活用

- 薬事承認申請のため、認定仮名加工医療情報利用事業者からPMDA**等に対する仮名加工医療情報の提供を可能**とする。
  - ▶PMDAが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)に基づいて認定仮名加工 医療情報作成事業者に対して行う**調査に対し、同事業者による再識別を可能とすることで回答**できるようにする。

# 2. NDB等の公的データベースとの連結

**本法に基づく匿名加工医療情報と、NDBや介護DB等の公的データベースを連結解析**できる状態で研究者 ※高齢者医療確保法に基づき、国民の特定健診や特定保健指導情報、レセプト情報を管理するデータベース 等に提供できることとする。

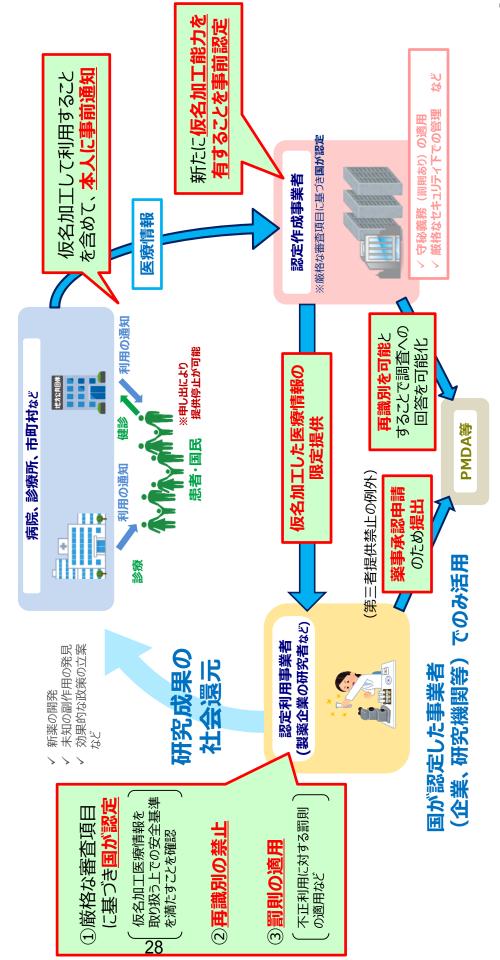
# 3. 医療情報の利活用推進に関する施策への協力

医療情報取扱事業者に関し、**認定事業者への医療情報提供**等により国の施策への協力に努めることを規定。

施行日:一部を除き、公布の日から 1 年以内で政令で定める日

# 仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設

- 仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設
- 医療情報の研究ニーズ、社会的便益の観点から、**新たに「仮名加工医療情報」の作成・提供を可能とする**。 A
- その際、個人情報の保護の観点から、**仮名加工医療情報の提供は国が認定した利活用者に限定**。



# **NDB等の公的データベースとの連結**

- NDB等の公的データベースとの連結
- 次世代法に基づ〈匿名加工医療情報と、NDB、介護DB等の公的データベースとの連結解析を 可能とする。 Д

## 次世代法認定事業者の データベース







電子カルテ情報などから診療の多様な アウトカム情報を収集(検査値など)

29



急性期病院を中心に全国約100の協力医療 機関など約260万人分 ※令和4年12月時点

匿名加工医療情報

### 状態で提供 連結可能な

### NDB

(National DataBase)



### 情報の内容

**したプト** (診療内容や投薬内容等のみ) 特定健診等情報(検査値、 今後、死亡'情報も収集予定

### 情報の量

ほぼ全ての国民のデータ延べ約240億件

※令和4年10月時点

匿名医療<mark>保</mark>険等関連情報

※介護DBなど他のDBとも連結解析を可能化

# 医療情報を活用した研究の可能性が更に拡大

(例:次世代法認定事業者がデータを保有する病院を受診する前後の、他の診療所等での受診が把握できる 等)

### 3/15 内閣委員会 質疑ポイント (感染症危機管理統括庁設置法案)



### ■新型コロナ対応の検証と評価

■貝無の動画に コチラから

2020年にコロナが発生した時、その初動対応が適切だったのか。当時の政権の判断についての検証は未だありません。私は様々な問題があった中で、やはり総理、官房長官、厚労大臣、コロナ担当、ワクチン担当など船頭が多すぎたのではないかと考えています。



今回の法案は、事務体制の見直しが中心ですが、後藤大臣に政務レベルの問題はないのかと問いました。「内閣官房の縦のラインをしっかりつなげる」との答弁でしたが、統括庁創設で何が具体的に改善されるのか、明確な回答はありませんでした。

たとえ法律、組織や体制があっても、危機を危機として、正しく認識できなければ、すべて宝の持ち腐れになってしまいます。「統括庁」に、そうした能力がなければ、危機に対応はできません。私は、現体制の中で、官房長官に権限を集中させ、司令塔機能を強化することが、最もシンプルかつ効果的であると考えます。

### ■「内閣感染症危機管理統括庁」設置の必要性

今回の法改正により、官房副長官が「感染症危機管理統括官」、副長官補が「危機管理統括官補」となりますが、単なるラベル貼りに過ぎません。つまり、今の内閣官房が持つ機能と実質的には変わらないのです。

すでに現体制でも、内閣官房が持つ総合調整機能を使って、官房長官、副長官、副 長官補の「縦のライン」は機能しており、今回新たに肩書きを持ち、統括庁なる事務 局まで作ることは、官の肥大化に他なりません。

さらに、今回の法改正での問題は、内閣危機管理監の所掌事務から感染症対応が丸々外れることです。危機管理のプロとして、特に政府全体の初動体制の役割を果たす人がいなくなってしまう恐れがあります。

後藤大臣は「危機管理監は統括庁と協力するとの規定 を置いている」と説明しますが、責任の所在や役割分担 が曖昧になり、危機管理の観点から上策ではありませ ん。私は、この条文の削除を求めました。

### ■いわゆる「コロナ予算」

政府の有識者会議も指摘していますが、この3年間のコロナ関連予算の全体像の把握、使途のチェック、そして政策効果の検証が欠かせません。しかし、驚くべきことに、財務省に予算総額について問うと、「様々な事業が関連予算として含まれ、明確に切り分けてお答えすることはできない」と答弁する有り様です。政府として、全体像を把握していないのです。今回の改正案では、地方への財政措置をさらに緩める内容も規定されています。まずは過去の検証が急務であり、不可欠です。

一方、会計検査院は 1,529 件のコロナ関連事業を特定し、3 年間の予算総額は 94 兆 円余と公表しています。さらに、各府省庁に対し「予算の執行状況について、基本的 な情報(支出額、繰越額、不用額)を分かりやすく情報提供することが望まれる」と 所見を述べています。

後藤大臣は「不断の検証」と繰り返し答弁しますが、検証の公表時期や方法は明らかにせず、「やらない」と言っているに等しい状況です。総額 100 兆円超の税金の使い道は、検証待ったなしです。

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案の概要

## な正の暦号

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染 症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官 房に当該施策の総合調整等に関する事務及び同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置する。

## 改正の熱剰

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

総合調整に係る所要の措置が実施されない場合に可能)について、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合には、**新型** の国の行政機関の長や都道府県知事等に対する指示権(※基本的対処方針に基づ **インフルエンザ等対策本部**(以下「政府対策本部」という。)<mark>が設置された時から行うことができるよう、発動可能時期を前倒しする</mark>。 ① 新型インフルエンザ等対策本部長 (内閣総理大臣)

※現行法では、まん延防止等重点措置時(対象:都道府県知事)及び緊急事態宣言時(対象:国の行政機関の長や都道府県知事等)に限定されている。

に関する法律) **に根拠がある事務について、政府対策本部が設置された時から行うことができるよう、要請可能時期及び対象事務を拡大する**。 ② 新型インフルエンザ等のまん延時における地方公共団体の事務の代行等について、<mark>感染症法</mark>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療

※現行法では、特措法に根拠がある事務かつ緊急事態宣言時に限り、代行等が可能。 )まん延防止等重点措置時及び緊急事態宣言時における事業者に対する要請等の実効性を確保するため、**事業者に対し命令を発出する際** 

**の「特に必要があると認めるとき」を法令 上明確化**する。 ① 地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、**国庫補助負担率の嵩上げ規定及び地方債の発行に関する特例規** 4

**政府対策本部及び新型インフルエンザ等対策推進会議**(以下「推進会議」という。)**の事務**について、**内閣感染症危機管理統括庁が処理** することとする旨を規定する。

## . 内閣法の一部改正

内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁 (以下「統括庁」という。) を置く。

② **統括庁は、**新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する<mark>政府行動計画の策定及び推進に関する事務、政府対策本部及び推進会議に</mark> 関する事務並びに感染症の発生及びまん延の防止に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事 **務をつかさどる**こととする。

統括庁に置かれる職

統括庁に、内閣官房長官を助けて庁務を掌理する職として<mark>内閣感染症危機管理監1人を置き、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中か</mark> ら指名する者をもって充てる。 統括庁に、i)の職を助けて庁務を整理する職として**内閣感染症危機管理監補1人を置き、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から** 指名する者をもって充てる。

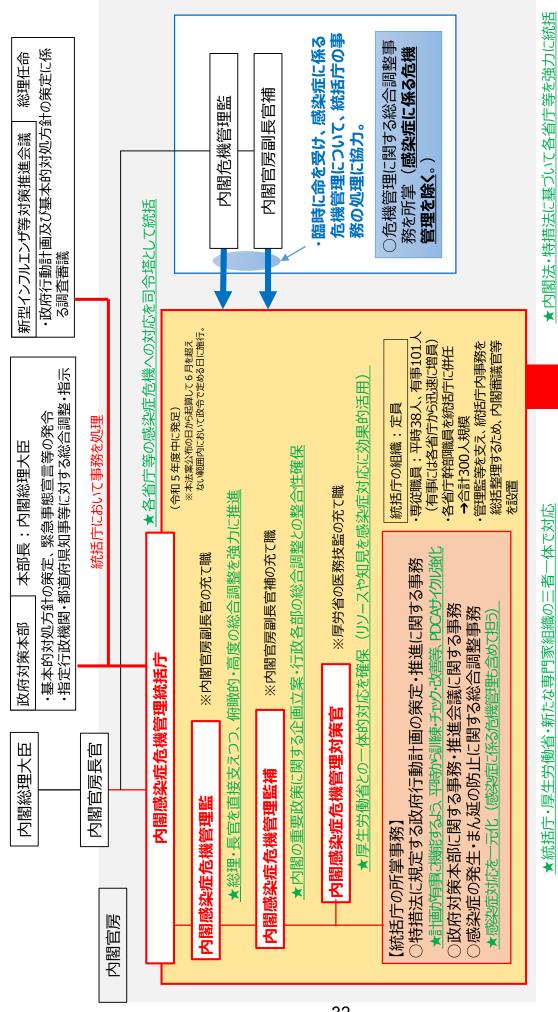
)統括庁に、i )及び ii )の職を助け、命を受けて、統括庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理し、及びその所掌事務の うち重要事項に係るものに参画する職として**内閣感染症危機管理対策官 1 人を置き、厚生労働省の医務技監をもって充てる**。

**内閣危機管理監及び内閣官房副長官補は**、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、**統括庁の事務の処理に協力** する旨の規定を設ける。

### П

1.④は令和6年4月1日 ただし、 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日 0

# (内閣感染症危機管理統括庁による司令塔機能の強化) 内閣法の改正案



厚生労働省

[令和7年度以降発足]

新たな専門家組織

※国立感染症研究所と国立国際医

(感染症対応を医学面から統理) ·医務技監

・感染症対策部(仮称) (省内をとりまとめつつ、 感染症対策を実施)

指定行政機関

都道府県知事

★各府省庁の幹部職員は 庁と一体的・総仰的に感 統括庁に併任し、各省 染症対応を推進

指定公共機関 ※国立病院、 医薬品等製造企業等 公共的機関

・感染症等に関する科学的知見の基 療研究センターを統合して発足 盤·拠点

JR各社、

32



3/23 憲法審査会



4/6 憲法審査会



### 5/25 憲法審査会 発言要旨

「日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題」を議題として、 国民投票における安全保障、財政民主主義、反撃能力行使に係る憲法上の論点 について、以下の通り、発言しました。



▲発言の動画は コチラから

### ■国民投票における安全保障上の課題



まず、本日の主題である憲法改正国民投票に関し、安全保障との関係について申し述べます。

一昨日の本会議で、防衛財源確保法案が可決 されました。本法案の正式名称は「我が国の防 衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確 保に関する特別措置法案」です。

しかし、それは名ばかりであり、実体は「防衛力の抜本的な強化」にも「必要な財源の確保」にもならない重大な欠陥法案です。

にもかかわらず、政府・与党は「防衛費倍増」 「GDP 比2%」といった数字ありきで、他の政

策との優先順位やバランス、財政状況も考慮せず、5年で 43 兆円もの常軌を逸した 予算を注ぎ込もうとしています。

総合的な見地から安全保障上なすべきことは、他にいくらでもあります。その最たるものが、憲法改正国民投票に外国政府や外国資本が介入し、国家・国民の意思決定が支配されることを未然に防ぐための措置です。

とりわけ、インターネット、SNS等オンライン広告の規制は極めて重要です。しかし、テレビ・ラジオ・新聞広告と比べても、オンライン広告の規制はほとんど議論がなされていません。

3月の当審査会でも述べましたが、外国勢力によるフェイクニュース、偽情報の流布、巨額の資金を用いた世論操作等も想定されるなか、これらを規制するための国民投票法の改正こそ、今、国会で行うべき安全保障論議です。

### ■防衛財源確保法案と財政民主主義

次に、今回の防衛財源確保法案に関連して、財政民主主義について申し述べます。 4月の当審査会でも指摘いたしましたが、憲法が規定する財政民主主義は今、空文 化しています。その最たるものが巨額の予備費です。予備費は予算審議の中で具体的 な使途が議論されず、事後に形式的な議決がなされるのみで、事実上、政府の自由裁 量となっています。

例えば昨年度、2022 年度は当初予算と補正予算で合計約 12 兆円もの予備費が計上され、そのうち 4 兆円近くが不用額となる見込みです。

もはや憲法第 87 条に規定する「予見し難い予算の不足に充てるため」と言える状況ではありませんが、本年度予算でもまた、5.5 兆円もの予備費が計上されています。 しかも、その財源は実質的には赤字国債です。

今回の防衛財源確保法案は、この巨額の予備費の不用額が決算剰余金として防衛財源になるという、まるで国家的マネーロンダリングのような仕組みを採用しています。

巨額の予備費を計上し、事実上それを別の政策に流用するこの法案は、憲法第 83 条、第 85 条に規定する財政民主主義の趣旨に反するものです。また、今後 5 年間に 渡って財源と使途を縛るという点では、憲法第 86 条、予算単年度主義を有名無実化 しかねません。

税金の使い道は国民を代表する国会で決めるという財政民主主義は、今や瀕死の状態です。この認識を当審査会で共有し、財政民主主義のあり方について、集中的に討議すべきです。

## ■反撃能力に係る憲法上の論点

最後に、この防衛財源確保法案と表裏一体であるミサイル反撃能力、敵基地攻撃能力について、申し述べます。

本件については、私は3月と4月に二度、取り上げましたが、憲法上の重要な論点を多く含んでいるにもかかわらず、その後も全く議論が深まっていません。

例えば、憲法上保持が許される、「戦力」に当たらない「必要最小限度の実力」と しての反撃能力とは、質量ともにどういうものなのか。

日米同盟に基づき盾と矛の役割分担があるなかで、「他に適当な手段がない」として憲法上許される反撃能力の行使とはどういう場合なのか。

政府は存立危機事態、すなわち「限定的な集団的自衛権」としての反撃能力の行使 も可能としていますが、我が国自身が武力攻撃を受けていないなかでの反撃能力の行 使が、果たして「限定的な」集団的自衛権の行使と言えるのか。

他国の攻撃の「着手」段階での反撃能力行使は先制攻撃に当たらず、国際法に違反しないとも政府は言っていますが、技術的・能力的な可能性はもちろん、そもそも他国の意図や行動を我が国が立証できるのか。

そして、より基本的な問題として、従来想定していた、我が国の領土・領海・領空に対する侵害を物理的に「排除」することを専らとする武力行使と、単なる物理的な「排除」にとどまらず、相手国の領土・領海・領空に対して武力行使することを前提としているミサイル反撃能力は、同じ「必要最小限度の実力」や「専守防衛」といっても、その合憲性の基準や論理構築は自ずと異なるのではないか。

こういった反撃能力の憲法上の論点について、政府は正面から答弁していませんが、 私は、相当深い議論が必要であり、それがなければ、国の行く末を誤りかねないと危惧しています。

### ■むすび

以上、3点申し述べました。憲法改正国民投票への外国勢力の介入防止、財政民主 主義のあり方、そして、反撃能力の憲法上の課題につき、それぞれ本審査会で集中的 に討議するよう、会長にお取り計らいをお願いして、私の発言といたします。



# 4/6 憲法審査会 発言要旨

「日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題」を議題として、 国会議員の任期延長と「憲法の空文化」の問題について、以下の通り、発言しました。



発言の動画は コチラから

## ■選挙困難事態における国会議員の任期延長

まず、国会議員の任期延長について、この間の議論を拝聴してきた所感を一言申し述べます。

大規模な武力攻撃や災害が発生した場合において、特定の地域だけでなく、全国的規模で国政選挙が実施できないという状況に、どれほどの現実味があるのか、私は未だに疑問ですが、仮定に仮定を重ねた議論や抽象論ではなく、立法事実の精査がまず必要であると考えます。



そして、仮に「選挙困難事態」があり得るとしても、そういった究極の事態を念頭に、どうすれば国政選挙を実施する機能が 維持できるのか、平時からどのようなバより ファップ体制を取るべきかといった、より 現実的な政策論がなされないまま、国会議員の任期延長という憲法論だけが先行して議論されていることは、この場が憲法審査会であるということを差し引いても、国会機能の維持という観点からは、私はバランスを失していると感じています。

その上で、本日は「憲法の空文化」の問題について、2点申し述べたいと思います。

# ■「専守防衛」の空文化

第一に、「専守防衛」の空文化です。

予算委員会に続き、一昨日の本会議でも国家安全保障戦略など安保3文書について 質疑が行われましたが、相変わらず議論は噛み合わず、深まらないままです。その最 大の要因は、従来より国会で積み上げてきた憲法解釈が変容している可能性があるに もかかわらず、岸田総理はじめ政府が憲法論に正面から答えていないからです。

例えば、今回、我が国が保有するとするミサイル反撃能力について、岸田総理は「必要最小限度の実力行使」と繰り返していますが、「必要最小限度」の反撃能力の行使とはいかなるものなのか。「必要最小限度」を超える、すなわち憲法違反となる反撃能力の行使があるのか。あるとすれば、その2つを分ける基準は何なのか。

また、反撃能力の行使についても、「他に適当な手段がない」という要件は変わらないとも答弁していますが、日米同盟が機能しない場合に我が国自身が備える必要があるとしても、日米同盟が存在するなかで「他に選択肢がない」という要件を満たすのは、一体どういう状況なのか。

あるいは、政府は、反撃能力行使が憲法上許されるとの考えは、存立危機事態における反撃能力の行使にも「そのまま当てはまる」との見解ですが、なぜ「そのまま当てはまる」と言えるのか。我が国自身が攻撃された「武力攻撃事態」と我が国自身が



直接攻撃されていない「存立危機事態」を同列に論じる ことが、憲法上例外的に許容される反撃能力の行使に ついても可能なのか。

このように、政府が掲げる反撃能力については、憲法 上の論点が山積しています。しかしながら、政府は「専 守防衛は変わらない」「新三要件に照らし、個別具体的 に判断する」と念仏のように答弁するばかりで、これで は国会としての役割、責任を果たせません。

前回も申し述べましたが、反撃能力については、当審 査会でも議論を深めるべき憲法課題であると、改めて 問題提起させていただきます。

## ■「財政民主主義」の空文化

第二に、「財政民主主義」の空文化です。

政府は先月3月28日、昨年度の令和4年度予算で計上した「コロナ・物価高騰対策予備費」から2.2兆円の使用を閣議決定しました。年度末まで残り4日、しかも新年度、令和5年度予算が成立した同じ日に、駆け込みで2.2兆円もの税金を政府の一存で使用決定したわけです。

昨年度、令和4年度だけを見ても、当初予算で5.5兆円、補正予算で6.3兆円、計12兆円弱という、まさに「異次元の予備費」が計上されました。その規模も使途も、憲法第87条に規定する「予見し難い予算の不足に充てるため」の予備費とは到底言えないものです。

こういった巨額の予備費は近年常態化しています。今年度、令和5年度予算でも5.5 兆円の予備費が計上されました。リーマンショック渦中の経済予備費が1兆円だった ことを考えても、あまりに過大で、憲法の趣旨を完全に逸脱しています。

巨額の基金も問題です。その最たる例が、昨年 12 月に成立した令和 4 年度第二次補正予算です。年度末まで残り 4 か月というタイミングで、50 の基金に計 8.9 兆円もの予算が措置されました。中長期的な政策の複数年度の財源となる基金は、予算単年度主義を定めた憲法第 86 条と財政法 11 条の、いわば例外であり、巨額の基金はこれ

らの規定の趣旨に反するものです。

このような、巨額の予備費や基金は 財政民主主義、すなわち、国民の税金の 使い道は国民を代表する国会が決める という大原則を有名無実化します。政 府・与党による恣意的な財政支出を許 し、健全財政を阻害しかねません。財政 民主主義のあり方もまた、当審査会で 討議すべき憲法課題であると提起させ ていただきます。



### ■国会と内閣の問題であるとの認識を

以上申し述べました、安全保障と財政という国家の基本に関する憲法規定の空文化は、与野党の問題ではなく、国会と内閣の問題、すなわち国会の存在意義の問題です。 この認識を当審査会の議員各位に共有していただけることを切に願い、私の発言を終わります。

# 3/23 憲法審査会 発言要旨

「日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題」を議題として、 我が国の安全保障との関係について発言しました。



**▲**発言の動画は コチラから

# ■フェイクニュースなど国民投票と安全保障との関係について



まず、憲法改正の国民投票に おいては、広告放送を巡る議論と 並んで、デジタル・デモクラシー の課題が大きな論点となります。 特に、フェイクニュースをはじめ とする悪意を持った偽情報の流布 が及ぼす影響、そして、外国政府 等の外部勢力による関与・介入の 可能性と危険性について、十分留 意する必要があります。

例えば、2016 年米国大統領選挙における Facebook 個人情報の

不正利用、いわゆる「ケンブリッジ・アナリティカ事件」や、英国の EU 離脱「ブレグジット」国民投票では、フェイクニュースが社会問題となりましたが、これらはロシアの関与が指摘されています。

ロシアについては、2014年のクリミア半島併合、昨年のウクライナ侵攻における、「ウクライナがロシア系住民を大量虐殺している」などのフェイクニュースもよく知られています。また、中国については、2020年の台湾総統選挙において拡散された「蔡英文総統が学歴詐称をしている」といったフェイクニュースへの関与などが指摘されています。我が国でも、昨年8月、当時の岸防衛大臣がウクライナを非難したかのように見せた虚偽のツイートが拡散されました。

憲法改正の国民投票に際して、こういった外部勢力の関与・介入によって、世論が操作され、投票結果に影響が出ることがあってはなりません。立憲民主党は、こういった問題意識から、国民投票広報協議会とファクトチェックを行う民間団体等との連携や外国人等からの資金援助の禁止などを盛り込んだ国民投票法改正案を提案しています。

他方、政府の側でも、昨年 12 月の「国家安全保障戦略」において、「偽情報の拡散も含め認知領域における情報戦への対応能力を強化する」としていますが、国家による恣意的な情報統制につながらないよう、十分留意しなくてはなりません。

以上を踏まえ、日進月歩のインターネットやデジタル分野に係る憲法改正国民投票の課題について、安全保障の観点からも議論を重ね、必要十分な法改正を行うことが必要であると考えます。

# ■ミサイル反撃能力の行使について

次に、今申し上げた「国家安全保障戦略」を含む安全保障関連3文書についても、 この機会に言及しておきたいと思います。今国会では衆参予算委員会を中心に、この 3文書について議論がなされていますが、憲法との関係で、疑義が生じています。

特に、ミサイル反撃能力の行使については、1956年政府見解で、「他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、

可能である」とされていますが、これは、一般に海外における武力行使を禁じた憲法 9 条の例外中の例外です。したがって、仮にミサイル反撃能力を保有するとしても、その行使にあたっては、相当明確な基準と厳格な運用が不可欠です。

その観点から言うと、第一の憲 法上の疑義は、他国の「攻撃の着



手」段階におけるミサイル反撃能力の行使についてです。 政府は、実際に他国からの武力行使がなくても、その着手があった時点で武力行使があったとみなし、ミサイル反撃能力の行使が可能としています。確かに、法理論としては成り立ち得るとしても、現実には、移動する車両や列車、あるいは潜水艦など

から発射される他国のミサイルについて、攻撃の着手、すなわち発射前の段階で、我が国領域に飛来、着弾するものか否かを瞬時かつ確実に判断し、これを未然に叩くことは、ほぼ不可能です。

もし判断を誤って、武力攻撃の意図のない他国にミサイル反撃能力を行使すれば、 憲法違反はおろか、国際法も禁じている先制攻撃となりかねません。よしんば着手段

階で攻撃を阻止できたとしても、当該他国のみならず、国際社会からも強い非難を受

けることは容易に想像できます。 第二の憲法上の疑義は、存立危機事態におけるミサイル反撃能力の行使についてです。2015年成立のいわゆる安保法制のうち、限定的な集団的自衛権の行使、すなわち存立危機事態に関する部分は憲法違反であるというのが立憲民主党の立場ですが、仮に、これを合憲とする政府の見解に立つとしても、「限定的でない」集団的自衛権の行使は違憲であるとの憲法解釈は、今も変わっていないと承知しています。

そうであれば、限定的な集団的自衛権行使の前提となる存立危機事態の定義は、合 憲か違憲かを分ける極めて重要な判断基準となります。



しかしながら、存立危機 事態は、中東の石油の途絶 といった経済的理由や、遠 く離れた米国本土への攻撃 であっても事態認定し得る など、非常に曖昧な概念で す。

その曖昧な存立危機事態において、我が国自身が攻撃を受けていないにもかか

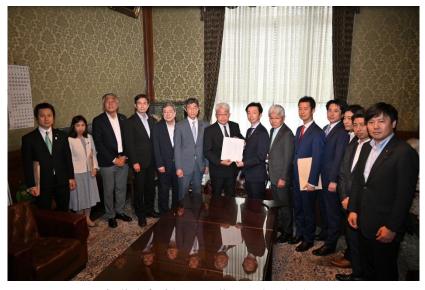
わらず、我が国と密接な関係にある他国が攻撃を受けたことをもってミサイル反撃能力を行使するとなれば、もはやそれは専守防衛とはいえず、憲法違反となる可能性が極めて高いと考えます。

かねて違憲の指摘のある安保法制の存立危機事態と憲法 9 条との関係のみならず、 かかる存立危機事態におけるミサイル反撃能力の行使についても、当審査会において 議論すべき重要な憲法課題であると申し上げて、私の発言とします。

# 行政改革・身を切る改革プロジェクトチーム

# 実務者の一人として、 議員立法4法案を国会に提出

- ▶ネット投票法案
- ▶天下り規制法案
- > 公文書管理法改正案
- > 公文書管理適正化推進法案



衆議院事務総長に議員立法を提出

# インターネット投票の導入の推進に関する法律案について

(本法案 (「プログラム法」) に規定。「実施法」 で具体化) インターネット投票の特徴・条件



専門家の知見を活用しながら制度上・技術上の課題を検討) インターネット投票導入推進会議において、 

# 導入に向けたスケジュール S

- 政府に設置する「インターネット投票導入推進会議」において制度上及び技術上の課題を1年を目途に検討
- 最高裁判所裁判官国民審查、 地方選挙、 それ以降の国政選挙、 令和7年の参議院議員通常選挙においてインターネット投票を導入し、 憲法改正国民投票において順次実施 0

# 概要 (天下り規制法案) 国家公務員法の一部を改正する法案

# Bを介した再就職あっせん行為等の規制 0 職買

# 職員の職員OBに対する行為の規制

特定独立行政法人等の場合は期間の制限な 特定関係法人等の場合は離職後10年間、

その役員等の地位に就くことを禁止

を禁止

7

管理職職員等の離職後の再就職について、

等の再就職の規制

管理職職

N

職員が、職員のBに対し、

- 役職員等を再就職させることを目的として、 当該役職員等に関する情報の提供等を行うこと 営利企業等に対し、他の役職員等を再就職させるこ。 を要求・依頼するよう、依頼すること

# に対する行為の規制 職員0Bの営利企業等|

(営利企業及び営利企業以外の法人 営利企業等 職員のBが、 その他の回体)

- (1)の行為を受けて、
- 当該役職員等に関する情報の提供等を行うこと 役職員等を再就職させることを目的とし.

を禁止

7

IJ ことが常態であるものが 他の役職員等を再就職させることを要求・依頼する、 他の役職員等を再就職させることに関し職員との間で 情報の共有又は連絡調整を行うことが常態であるものが ①イスはロの行為を行うこと **(V)** 

# OBを介した天下りあっせん行為を規制



営利企業等 2)の行為禁止

現行法でも規制対象 ※職員が直接営利企業等に対して行う場合は、

現役職員

(2) 所要の規定の整備 施行期日:公布の日から起算して6月以内の政令で定める日(一部除く) (2) 所要の規定の整/ 検討条項(国家公務員の退職管理に関する制度の在り方等について検討し必要な措置を講ずる)

なな

等を勘案)

特定独立行政法人等

再就職が可能

※再就職等監視委員会の承認を得た場合、

(承認に当たっては、

離職前の官職及び再就職後の地位

公募等の措置の有無及びその内容

離職から再就職までの期間

無制限で再就職禁止 管理職職員等

省广等

離職後10年間

再就職禁止

批 特定関係法人:

元管理職職員

職員OB

管理職職

現行法でも規制対象 ※職員の利害関係企業等に対する在職中の求職は、

2に違反して役員等の地位に就いた者:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 1に違反した者:20万円以下の罰金  $\widehat{\mathbb{G}}$  $\mathbb{C}^{\mathbb{Q}}$ 逐

の整備

一

Him

ന

黑

副

墨

4

なな 関係法律の整備 <u>4</u>

الث

# 現行法と改正法案の天下り関係規制の比較

赤枠は、改正法案で(現行法の規定に加えて)新設

# 再就職あっせん行為等の規制

(現行法)

現役職員が直接営利企業等に対して行う天下りあっせん行為等のみを規制 (第106条の2第1項)

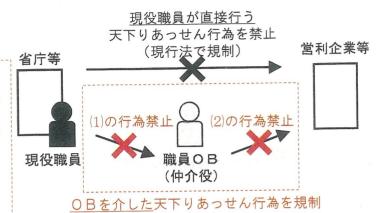
↓ 加えて、OBを介した再就職あっせん行為に関する規制を新設

(改正法案)

- (1) 職員の職員〇Bに対する他の役職員等の再就職 あっせん行為等の依頼等の禁止
- (2) ① ((1)の行為を受けた) 職員 O B の営利企業等 に対する再就職あっせん行為等
  - ②他の役職員等を再就職させることに関し職員との間で情報の共有又は連絡調整を行うことが常態である職員 OBの営利企業等に対する再就職あっせん行為等

の禁止

(新第106条の2第2項、第6項、第7項)



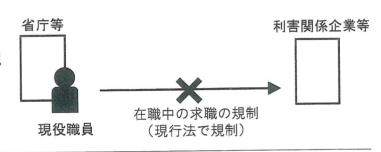
# 在職中の求職の規制

(現行法)

職員の利害関係企業等に対する在職中の求職を規 制 (第106条の3)

(改正法案)

現行法の規制を踏襲



# 管理職職員等の再就職の規制

(現行法)

離職後2年間の再就職について、

- ① 特定の独立行政法人等の場合、あらかじめ
- ② ①以外の営利企業等の場合、速やかに

内閣総理大臣への届出が必要

(第106条の24)

↓ 原則禁止とする規制に強化 ※①の届出規制は廃止

### (改正法案)

管理職職員等の離職後の再就職について、

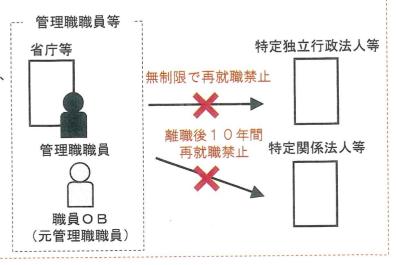
- ・特定独立行政法人等の場合は期間の制限なく、
- ・特定関係法人等の場合は離職後10年間、

その役員等の地位に就くことを禁止

(新第106条の3の2)

- ※再就職等監視委員会の承認により再就職可能 (承認に当たっては、
  - ・離職前の官職及び再就職後の地位
  - ・離職から再就職までの期間
  - ・公募等の措置の有無及びその内容

等を勘案)



# 行政文書の管理の適正化

# 1 終

行政文書の定義の見直し(行政文書の要件から「組織共用性」を削除)

# 2 個別施策

# (1) 文書の作成義務

- 閣議等及び審議会等の議事録の作成義務、閣議等の議事録の一定期間経過後の原則公表 ※議事録の記載事項(開催日時、出席者、議事の経過等)の法定
- ② 国会議員等からの個別的・具体的要求についての文書の作成義務

# (2) 改ざんの防止その他の管理の適正化

- 行政文書の管理の原則ペーパーレス化、改ざん等防止のための高度な情報処理技術の活用
- ② 電子決裁の義務化
- ③ 決裁済行政文書の変更の禁止
- ※罰則の整備、総括文書管理者に違反防止措置を義務付け
- 現在及び将来の国民に説明する国の責務を全うするよう行政文書ファイルを作成
- 内閣総理大臣による行政文書管理指針の策定・公表(公文書管理委員会に諮問) (D)

# (3) 行政文書ファイル等の永久保存

行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念の廃止

# 寺定歴史公文書等の利用制限の緩和

- 利用制限をするかどうかの判断に当たり行政機関の長の意見を参酌する規定の削除
- 作成・取得から 30 年が経過した特定歴史公文書等について原則利用可能とする

# その他

- 裁判所の事件記録等の保存に関する検討
- 公文書等の管理について定める法令の一覧性確保のために必要な法制上の措置
- (日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の改正) 特別防衛秘密の管理についての公文書管理法の適用

# 管理の適正化のための体制の強化等

裁署

- 1 各行政機関の長に専門的知識に基づく 行政文書の適正な管理のための体制整 備を義務付け
- 2 独立した公正な立場において行政文書の管理の状況を常時監視する独立公文書管理監の設置
- ※内閣府に設置する独立公文書管理監 に実地調査権及び勧告権を付与
- 3 独立公文書管理監に対する通報制度の
- ※通報をした行政機関の職員に対する不利益取扱いの禁止、通報をされた独立公文書管理監による調査及び行政機関の長に対する是正措置要求
- 4 公文書管理委員会の委員について国会 同意人事への変更

【施行日】 公布の日から起算して 1年を超えない範囲内において政令で定める日

# 裁聯 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案 (公文書院設置推進法案

■公文書等の管理の適正化の推進に関し、基本方針その他 の基本となる事項を定めること等により、これを総合的 かつ集中的に行う

# 基本理念

■国民主権の理念にのっとり、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国等の諸活動 を国民に正確かつ確実に説明する責務が全うされるようにすること。

# ◆公文書等の改ざん・隠蔽等の不適切な取扱いの防止措置を実効的に講じられるようにすること。

公文書等の管理の適正化の基本方針

# ①作成すべき文書の範囲等の見直し

▶行政機関等の職員が作成しなければならない文書の範囲、行政文書・法人 文書の範囲等について見直しを行う。

(見直しの対象となる記録の例)

職員の個人メモ、行政機関等の内部の打合せ記録、外部の者との面会記録、意思決定に至 らなかった事案に係る記録

# ②公文書院の設置

- ●独立性及び専門性をもった新たな機関として、法律の施行後3年以内に内 閣の所轄の下に次の事務をつかさどる公文書院を設置する。
- (1)公文書等の管理に関する基本的な政策の企画・立案・推進
- (2)各行政機関の公文書等の管理に関する業務の実施状況の評価・監視
- (3)一元的文書管理システムの整備・管理
- (4)現在の国立公文書館の事務
- (5)専門的知識を有する人材 (アーキビスト) の育成
- ●公文書院は、規則の制定、行政機関における管理状況の調査、行政機関の長 への勧告、公文書等関係法令の制定等に関する意見申出等の権限を有する。

# ③専門的知識を有する人材の活用

有する人材(アーキビスト)を活用するために必要な措置(行政機関への 専門的知識に基づく適正な公文書等の管理を確保するため、専門的知識を を講ずる。 配置等)

# 4公文書等の適正な管理を図るための規制

■公文書等の適正な管理を図るための規制の在り方について検討を行う。

政府は法制上の指置等を講ずる。4つの基本方針に基づき、

# (2)意見申出

会長及び委員は、中立公正な判断をすることができる学識経

等管理審議会を置く。

●審議は公開して行い、審議に用いられた資料及び議事録は公

表しなければならない。

験者のうちから両議院の同意を得て任命する。

●内閣府に、(1)法制上の措置についての調査審議、(2)その他の 関連事項につき内閣総理大臣への意見の申出を行う公文書

**公文書等管理審議会** (2年間の時限組織)

# (1)意見聴取

法制上の措置等

- ▶法制上の措置については、法律の施行後2年以内を目途とし
- ものやいも、 公文書等管理審議会の意見を聴かなければならない。 上記の法制上の措置を講じようとするときは、



# 国会への報告等

- ●政府は、法律の施行後1年を目途として、法制上の措置に係 る検討の状況に関する報告書を国会に提出する。
- 上記以外の場合にも、政府は、国会の求めに応じて、 は記録の提出をしなければならない。

※公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 国・地方が資本金の1/2以上を出資する法人の文書管理の検討規定を設ける。

# 「国会 ブラサトシ」参加者募集中!

皆さま、ぜひ「国会見学」にお越しください!





# 公式 LINE アカウント 「ともだち登録」お願いします!

公式 YouTube チャンネル 「チャンネル登録」お願いします!





# 本庄 さとし(知史) プロフィール

(党務) 副幹事長、千葉県連副代表

(国会) 衆議院予算委員会、内閣委員会、憲法審査会 委員

- 1974年10月22日 京都市生まれ(48歳)、柏市増尾在住
- 東京大学法学部卒(体育会テニス部()B、北岡伸一ゼミ()B)
- 衆議院議員岡田克也事務所(19年間勤務) 政策担当秘書、外務大臣秘書官、副総理秘書官を務める
- 党公募を経て、2021 年衆議院選挙にて初当選(千葉 8 区、13 万 5,125 票)
- 家族/妻、息子(中2)、娘(小6)
- 好きな食べ物/冷奴、そば、昆布締め、漬物、コーヒー
- 息抜き/テニス、子どもたちと過ごす時間、妻との晩酌
- 好きな言葉/「意志あるところに道は開ける」
- 政治家を志したきっかけ/10代で目の当たりにした消費税導入と湾岸戦争

### 衆議院議員 本庄さとし事務所

【地元】〒277-0863 柏市豊四季 949-9 ジュンカ南柏 101

TEL: 04-7170-2680 FAX: 04-7170-2681

【国会】〒100-8982 千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 1219 号室

TEL: 03-3508-7519 FAX: 03-3508-3949



https://www.honjosatoshi.jp/ Eメール: info@honjosatoshi.jp